

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100万口×10,000円÷10,000口×3.0%＝30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくこととなります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・ 商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 : 1999 年 5 月
- ・ 資本金 : 12,200 百万円
- ・ 主な事業 : 金融商品取引業
- ・ 加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上
(平成 29 年 2 月)

KTM_TOUSHIN_1.2

資源ツインαファンド(通貨選択型)

資源ツインαファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース

資源ツインαファンド(通貨選択型)トルコリラコース

資源ツインαファンド(通貨選択型)米ドルコース

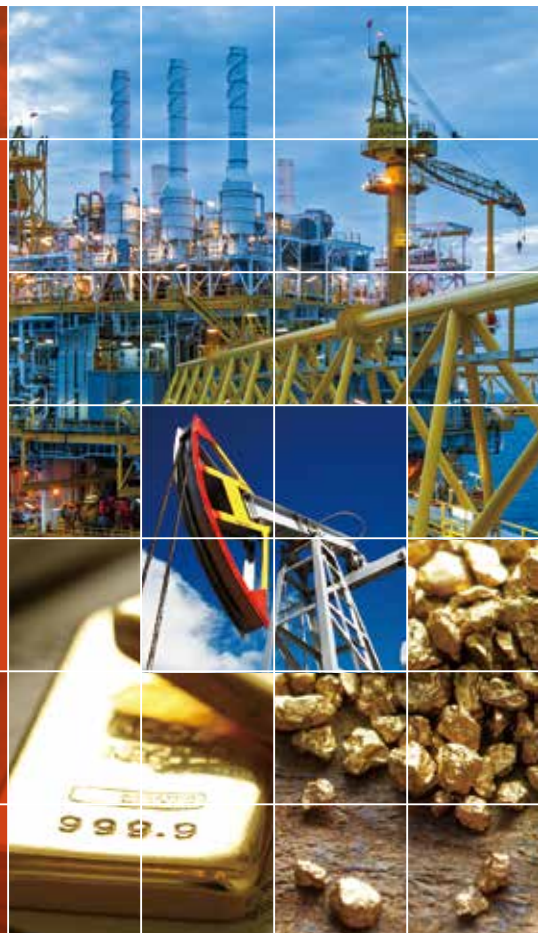
追加型投信/海外/その他資産(原油先物取引・金先物取引)



資源ツインαファンド(通貨選択型)マネープールコース

追加型投信/国内/債券

[投資信託説明書(交付目論見書) | 2020.4.25]



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

T&Dアセットマネジメント株式会社

設立年月日：1980年12月19日 資本金：11億円
(資本金、運用純資産総額は2020年2月末日現在)

<照会先>

電話番号：**03-6722-4810**
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

インターネットホームページ：<https://www.tdasset.co.jp/>

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第357号
運用する投資信託財産の合計純資産総額：12,466億円

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
ブラジルリアルコース	追加型	海外	その他資産 (原油先物取引・ 金先物取引)	その他資産 (投資信託証券 (その他資産))	年12回 (毎月)	グローバル (除く日本)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
トルコリラコース								
米ドルコース								
マネープールコース		国内	債券	その他資産 (投資信託証券(債券))	年2回	日本	ファミリー ファンド	-

※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「資源ツインαファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース」「資源ツインαファンド(通貨選択型)トルコリラコース」「資源ツインαファンド(通貨選択型)米ドルコース」「資源ツインαファンド(通貨選択型)マネープールコース」^(注)の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年4月24日に関東財務局長に提出しており、2020年4月25日にその効力が生じております。

(注)総称して「資源ツインαファンド(通貨選択型)」、「ファンド」または「各ファンド」ということがあります。また、それぞれ「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」「マネープールコース」ということがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ブラジルリアルコース トルコリラコース 米ドルコース

安定した配当収入の確保と値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

マネープールコース

安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

● **資源ツインαファンド(通貨選択型)**は、「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」および「マネープールコース」で構成されます。

● 「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」では、**カバードコール戦略**を用います。

◆ 外国投資信託を通じて、カバードコール戦略を用います。

◆ カバードコール戦略では投資対象資産のコールオプション*を売却することで値上がり益の一部または全部を放棄し、それと引き換えに相対的に高いインカム性収益(オプションプレミアム)の獲得を目指します。ファンドではインカム性収益が期待できる反面、キャピタル性損益(ファンドにおいては原油先物・金先物および通貨(米ドル(対円レート))の損益)が大きく変動した場合、基準価額の変動幅も大きくなり、市場動向等によってはキャピタル性損益が大きくマイナスとなる場合があります。

*コールオプションとは、ある特定の資産を将来の特定期日(満期日等)に、あらかじめ定められた価格(=権利行使価格)で買う権利のことです。

原油先物、金先物への投資を行う、**資源カバードコール戦略**

「資源カバードコール戦略」では、「原油カバードコール戦略」と「金カバードコール戦略」を原則として3:1程度の比率で組入れ、投資を行います。組入比率は、原油先物または金先物のリスク(ボラティリティ)の変化等により見直される場合があります。

「原油カバードコール戦略」

米ドル建の原油先物への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略

「金カバードコール戦略」

米ドル建の金先物への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略

・各戦略におけるオプション取引のカバー率は、原資産の50%程度~100%程度の範囲において月次で見直しを行います。

米ドル建投資を行う、**通貨カバードコール戦略**

「通貨カバードコール戦略」

米ドル(対円レート)の為替変動とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略

・通貨カバードコール戦略ではカバー率の変更は行わず、原資産の100%程度のカバー率を原則として維持します。

米ドル建の資産(原油先物、金先物等)に投資するため、円に対して米ドルが下落した場合、値下がり損が発生します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

● **「ブラジルリアルコース」と「トルコリラコース」は、投資対象通貨の為替取引を行います。**

「ブラジルリアルコース」
「ブラジルリアル買い/米ドル売り」の為替取引を行います。

「トルコリラコース」
「トルコリラ買い/米ドル売り」の為替取引を行います。

「米ドルコース」*、「マネー
プールコース」は、為替取引を
行いません。

米ドルに対するそれぞれの通貨の上昇益と為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の獲得を目指します。
ただし米ドルに対してそれぞれの通貨が下落した場合はその影響を直接受けます。

*「米ドルコース」においても外国投資信託を通じて、米ドル建の資産(原油先物、金先物等)に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、円に対する米ドルの為替変動の影響を受けます。

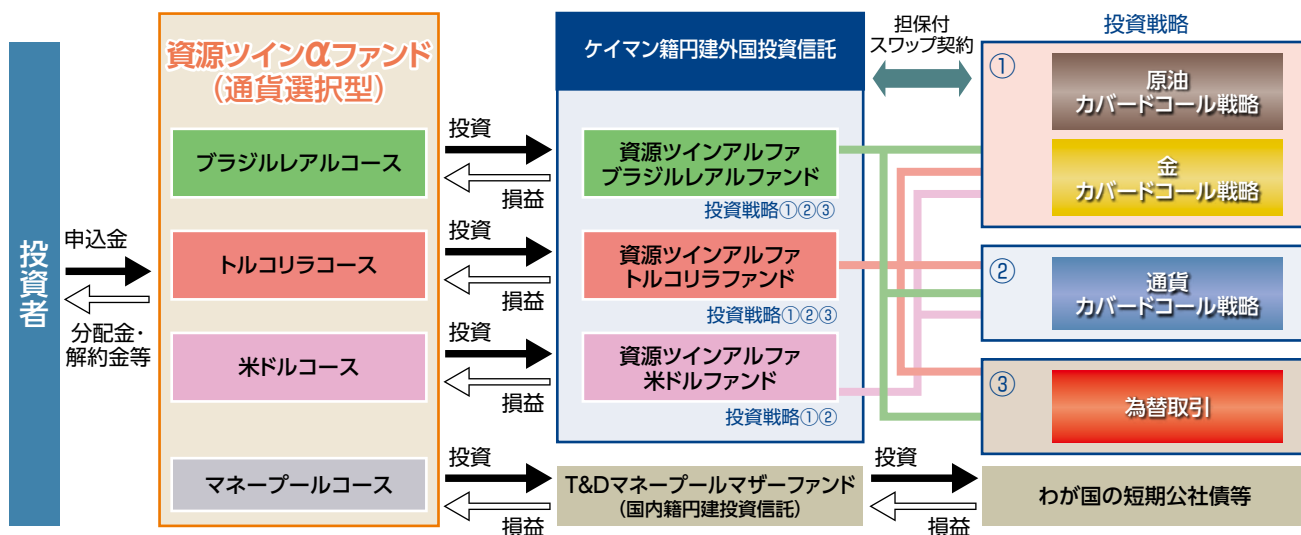
◆ **ファンドの仕組み**

■ **ファンド(マネープールコースを除く)は、以下の投資信託証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。**

- ・外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ・ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接、原油先物、金先物への投資やオプション取引を行わず、JPモルガンチェースバンクN.A.*ロンドン支店、もしくはJ.P.モルガンに属する金融機関を相手方とする担保付スワップ取引を活用して、各カバードコール戦略と為替取引の損益の合計に連動する投資成果の享受を目指します。

*JPモルガンチェースバンクN.A.は米国において、個人向け金融サービスと商業銀行業務を主に行っています。

■ **マネープールコースは、T&Dマネープールマザーファンドを親投資信託(マザーファンド)としたファミリーファンド方式で運用を行います。**



*マネープールコースを除く各ファンドについても、T&Dマネープールマザーファンドに投資します。

*マネープールコースの購入はスイッチングによる場合のみとします。

各カバードコール戦略と為替取引等の運用は、J.P.モルガンのJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドが行います。

J.P.モルガン

JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーは世界有数のグローバル総合金融サービス会社です。投資銀行業務、金融取引資金管理業務、資産運用業務、コマーシャル・バンキング業務、個人・中小企業向け金融サービス業務において業界をリードしています。世界で展開する法人向け事業は「J.P.モルガン」、米国における個人向け事業は「チェース」ブランドを用いて、世界有数の事業法人、機関投資家、政府系機関および米国の個人のお客さまに金融サービスを提供しています。

*J.P.モルガンは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー、およびその各国子会社または関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

組入外国投資信託の運用を行うJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドは、ストラクチャード・ファンドの運用・管理を目的として設立された、J.P.モルガンに属する運用会社です。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

◆ 各戦略の概要および投資対象について

- ファンド(マネープールコースを除く)で用いる「資源カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」の概要は以下の通りです。

資源カバードコール戦略※

資源カバードコール戦略におけるオプション取引のカバー率は50%程度～100%程度の範囲において月次で見直しを行い、オプションプレミアムとともに資産の値上がり益の獲得も同時に目指します。原油カバードコール戦略では、原油先物を原資産とする満期1ヵ月程度のコールオプションを、金カバードコール戦略では、金先物を原資産とする満期1ヵ月程度のコールオプションを原則として毎月売却します。

組入比率



「原油カバードコール戦略」

カバー率：50%程度～100%程度

「金カバードコール戦略」

カバー率：50%程度～100%程度

オプション取引のカバー率について

- まず先物市場において先々価格が下がっていく可能性が高い(価格下落トレンドと呼びます。)かを判定します。価格下落トレンドにあると判定した場合には、カバー率を100%に引き上げて、オプションプレミアム獲得によりパフォーマンス下落の軽減を図ります。
- 価格下落トレンドにないと判定した場合には、原油価格(金価格)の急変等によりボラティリティ水準が上昇するとカバー率を下げ(下限50%程度)、原油価格(金価格)の緩やかな上昇等によりボラティリティ水準が低下するとカバー率を上げる(上限100%程度)仕組みです。ただし、基準価額水準、市況動向等を総合的に勘案し、各ファンドのカバー率を決定します。

通貨カバードコール戦略

米ドル(対円レート)を原資産とする満期1ヵ月程度のコールオプションを原則として毎月売却します。通貨カバードコール戦略ではカバー率の変更は行わず、原資産の100%程度のカバー率を原則として維持し、オプションプレミアムの獲得を目指します。

「通貨カバードコール戦略」

カバー率：100%程度

- ファンド(マネープールコースを除く)の主な投資対象は以下の通りです。

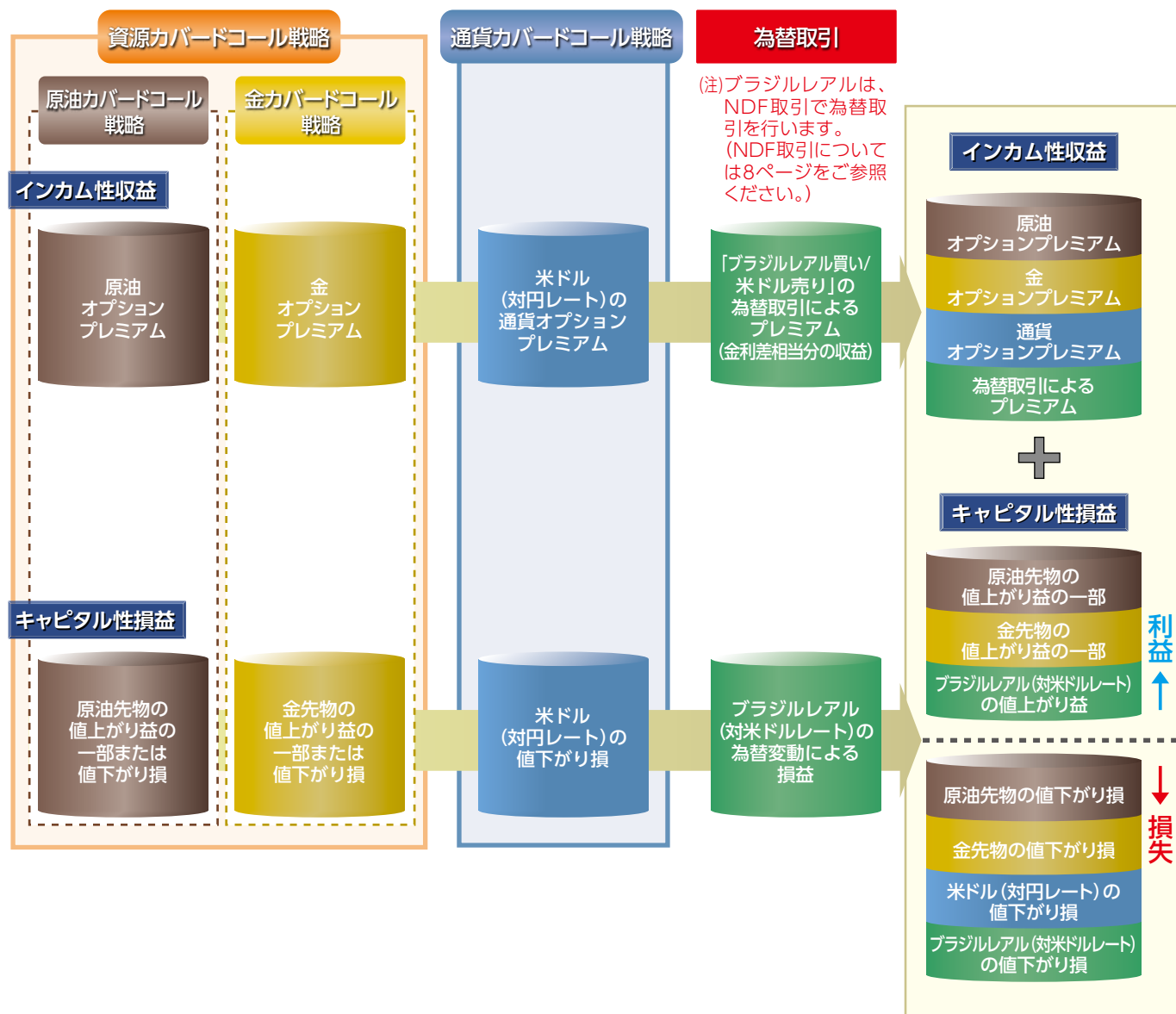
	資源カバードコール戦略※ 投資対象資産	通貨カバードコール戦略 投資対象通貨	為替取引 投資対象通貨
ブラジルリアルコース	原油先物(4分の3程度) 金先物(4分の1程度)	米ドル (対円レート)	ブラジルリアル (対米ドルレート)
トルコリラコース	原油先物(4分の3程度) 金先物(4分の1程度)	米ドル (対円レート)	トルコリラ (対米ドルレート)
米ドルコース	原油先物(4分の3程度) 金先物(4分の1程度)	米ドル (対円レート)	為替取引を行いません

※「資源カバードコール戦略」では、「原油カバードコール戦略」と「金カバードコール戦略」を原則として3:1程度の比率で組入れ、投資を行います。「原油カバードコール戦略」と「金カバードコール戦略」の組入比率は、原油先物または金先物のリスク(ボラティリティ)の変化等により見直される場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

◆ ブラジルリアルコースの概要

- **資源カバードコール戦略**【原油オプションプレミアム(4分の3程度)+金オプションプレミアム(4分の1程度)】+**通貨カバードコール戦略**【米ドル(対円レート)の通貨オプションプレミアム】+**為替取引**【「ブラジルリアル買い/米ドル売り」の為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)】によるインカム性収益の獲得を目指します。
- 原油先物の値上がり益の一部または値下がり損、金先物の値上がり益の一部または値下がり損、円に対する米ドルの値下がり損ならびに米ドルに対するブラジルリアルの為替変動の影響を直接受けます。

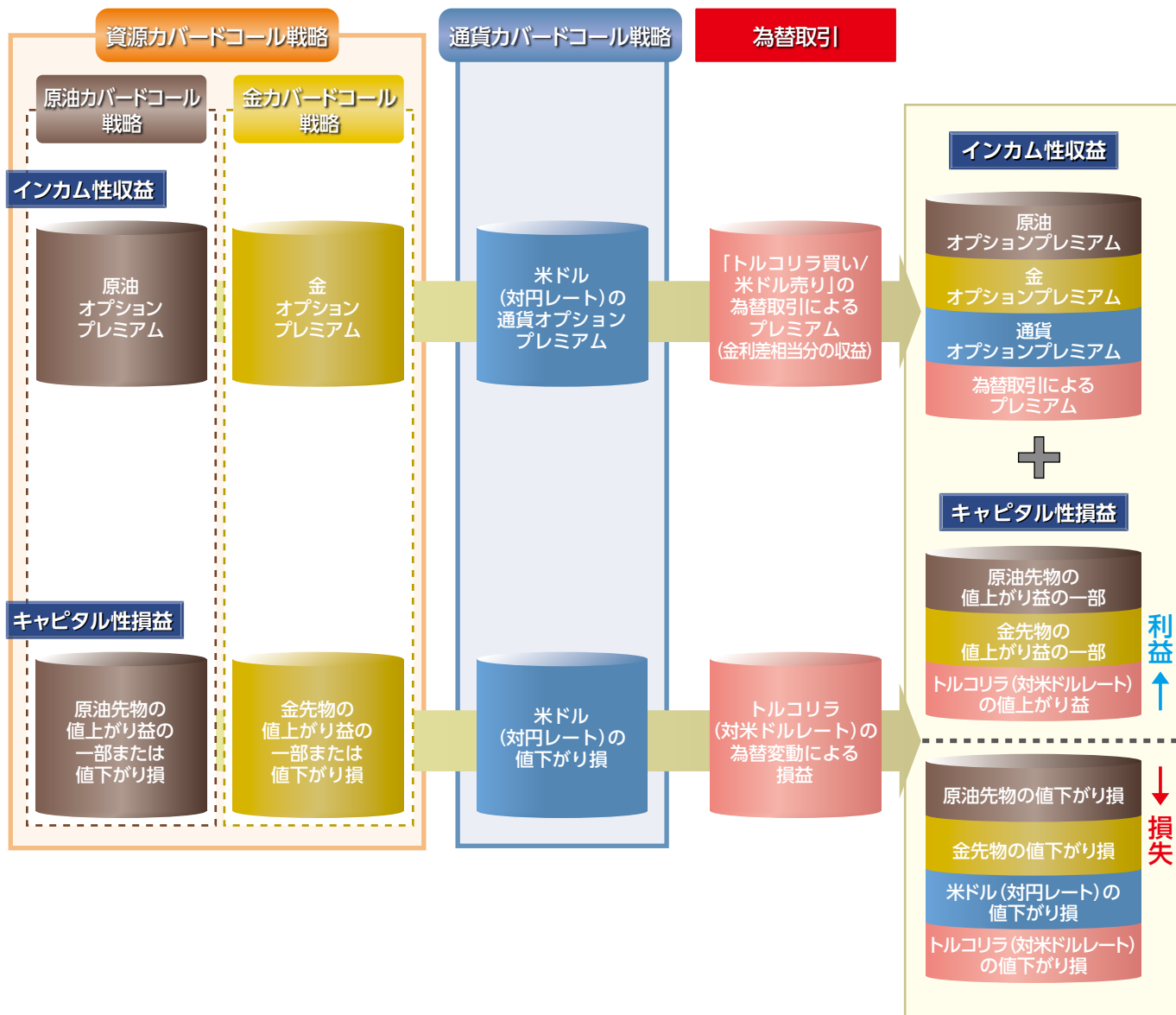


将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

- 為替取引において、短期金利が低い通貨を買い、高い通貨を売る場合は、コスト(金利差相当分の費用)が発生します。また、短期金利が高い通貨を買い、低い通貨を売る場合は、プレミアム(金利差相当分の収益)の獲得が期待できます。
- 米ドルと投資対象通貨の金利が逆転した場合や投資環境の変化等により、為替取引によるコストが発生する場合があります。
- 原油先物価格、金先物価格、米ドル(対円レート)およびブラジルリアル(対米ドルレート)が下落した場合には、下落幅に応じた損失を被るようになります。
- 「原油カバードコール戦略」と「金カバードコール戦略」の取組合計額、「通貨カバードコール戦略」の取組額、為替取引の取組額は外国投資信託の純資産総額程度とします。

◆トルコリラコースの概要

- 資源カバードコール戦略**【原油オプションプレミアム(4分の3程度)+金オプションプレミアム(4分の1程度)】+**通貨カバードコール戦略**【米ドル(対円レート)の通貨オプションプレミアム】+**為替取引**【「トルコリラ買い/米ドル売り」の為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)】によるインカム性収益の獲得を目指します。
- 原油先物の値上がり益の一部または値下がり損、金先物の値上がり益の一部または値下がり損、円に対する米ドルの値下がり損ならびに米ドルに対するトルコリラの為替変動の影響を直接受けます。

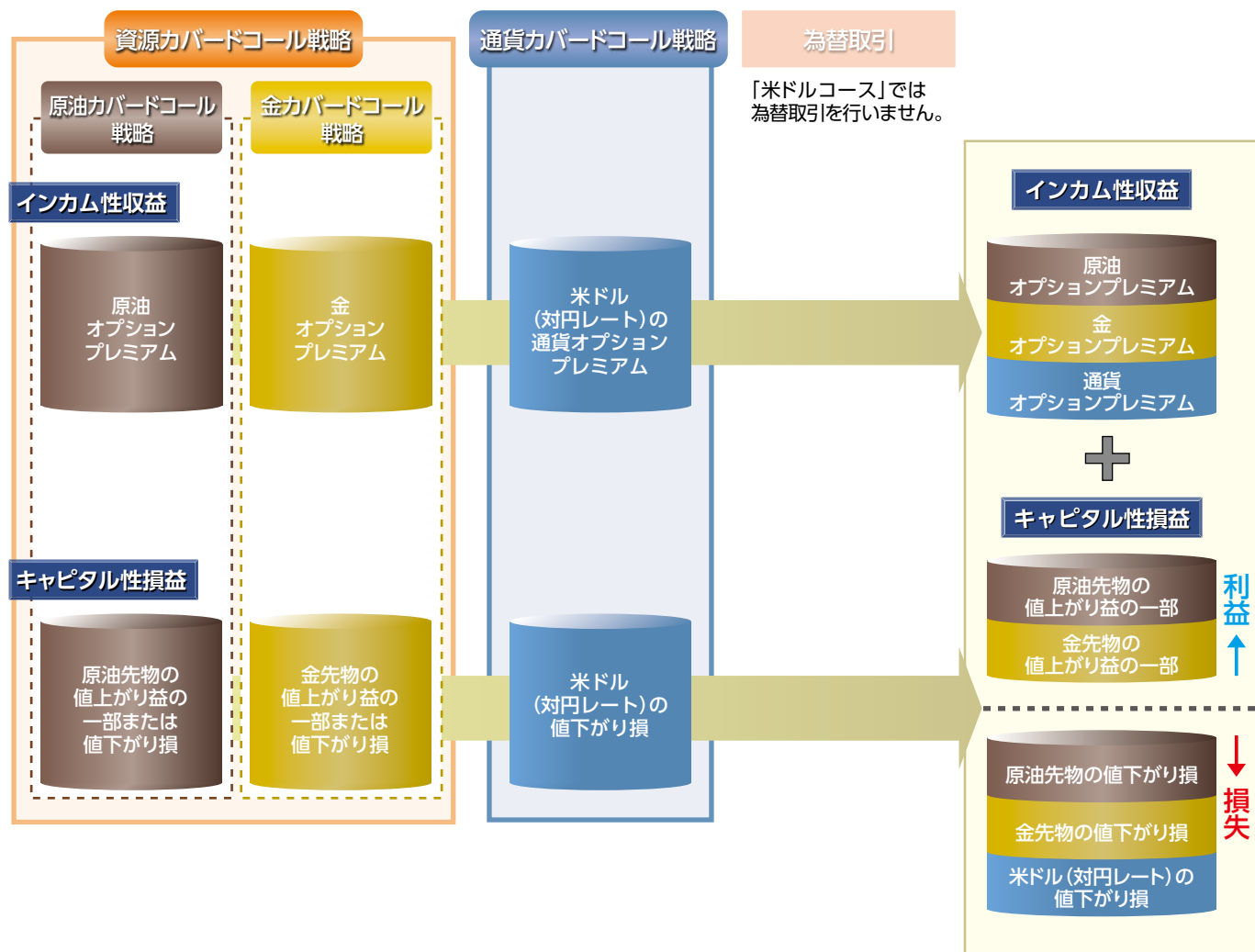


将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

- 為替取引において、短期金利が低い通貨を買い、高い通貨を売る場合は、コスト(金利差相当分の費用)が発生します。また、短期金利が高い通貨を買い、低い通貨を売る場合は、プレミアム(金利差相当分の収益)の獲得が期待できます。
- 米ドルと投資対象通貨の金利が逆転した場合や投資環境の変化等により、為替取引によるコストが発生する場合があります。
- 原油先物価格、金先物価格、米ドル(対円レート)およびトルコリラ(対米ドルレート)が下落した場合には、下落幅に応じた損失を被ることになります。
- 「原油カバードコール戦略」と「金カバードコール戦略」の取組合計額、「通貨カバードコール戦略」の取組額、為替取引の取組額は外国投資信託の純資産総額程度とします。

◆ 米ドルコースの概要

- **資源カバードコール戦略**【原油オプションプレミアム(4分の3程度)+金オプションプレミアム(4分の1程度)】+**通貨カバードコール戦略**【米ドル(対円レート)の通貨オプションプレミアム】によるインカム性収益の獲得を目指します。
- 原油先物の値上がり益の一部または値下がり損、金先物の値上がり益の一部または値下がり損ならびに円に対する米ドルの値下がり損の影響を直接受けます。



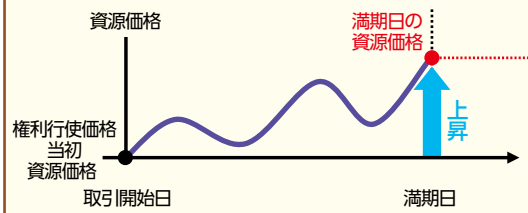
将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

- 原油先物価格、金先物価格および米ドル(対円レート)が下落した場合には、下落幅に応じた損失を被ることになります。
- 「原油カバードコール戦略」と「金カバードコール戦略」の取組合計額、「通貨カバードコール戦略」の取組額は外国投資信託の純資産総額程度とします。

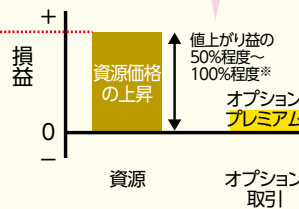
◆「カバードコール戦略」の損益について ① (資源カバードコール戦略)

資源(原油先物、金先物) 価格が上昇した場合

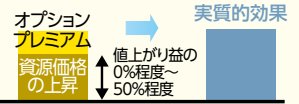
資源価格が上昇し、満期日に当初の価格を上回った場合



資源価格の上昇が利益の50%程度～100%程度は受け取れません。



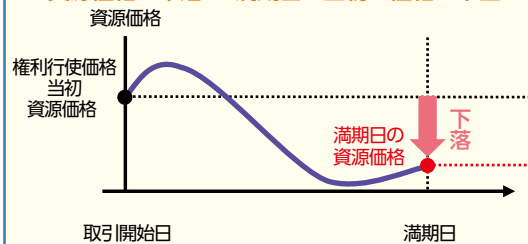
資源カバードコール戦略



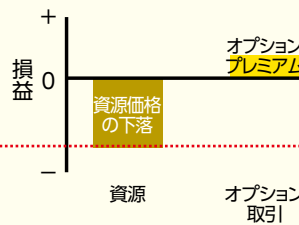
※資源カバードコール戦略では、カバードコールのカバー率は50%程度～100%程度の範囲において月次で見直しを行います。

資源(原油先物、金先物) 価格が下落した場合

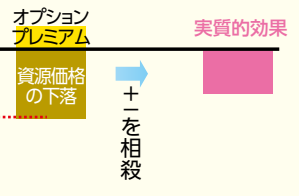
資源価格が下落し、満期日に当初の価格を下回った場合



オプションプレミアムにより、資源価格の値下がり損の軽減が期待できます。



資源カバードコール戦略



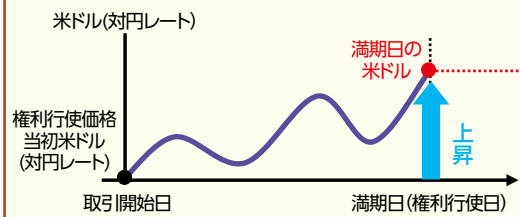
上図は「資源カバードコール戦略」の損益イメージを表したものであり、ファンドの損益を示したものではありません。

記載の内容は将来の投資効果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

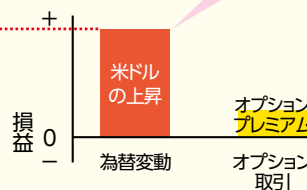
◆「カバードコール戦略」の損益について ② (通貨カバードコール戦略)

米ドル(対円レート)が上昇した場合

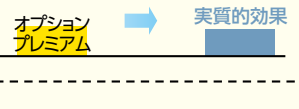
米ドル(対円レート)が上昇し、満期日に権利行使価格(当初米ドル(対円レート))以上となった場合



権利行使価格(当初の米ドル(対円レート))を上回る米ドルの上昇(円安)による利益は受け取れません。

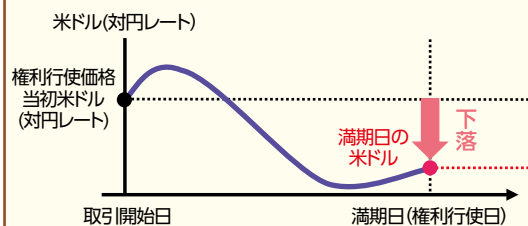


通貨カバードコール戦略

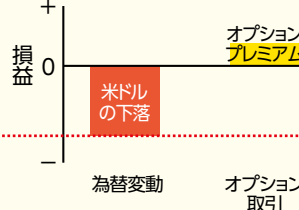


米ドル(対円レート)が下落した場合

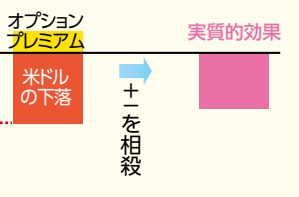
米ドル(対円レート)が下落し、満期日に権利行使価格(当初米ドル(対円レート))に到達しなかった場合



オプションプレミアムにより、米ドルの下落(円高)による損失の軽減が期待できます。



通貨カバードコール戦略

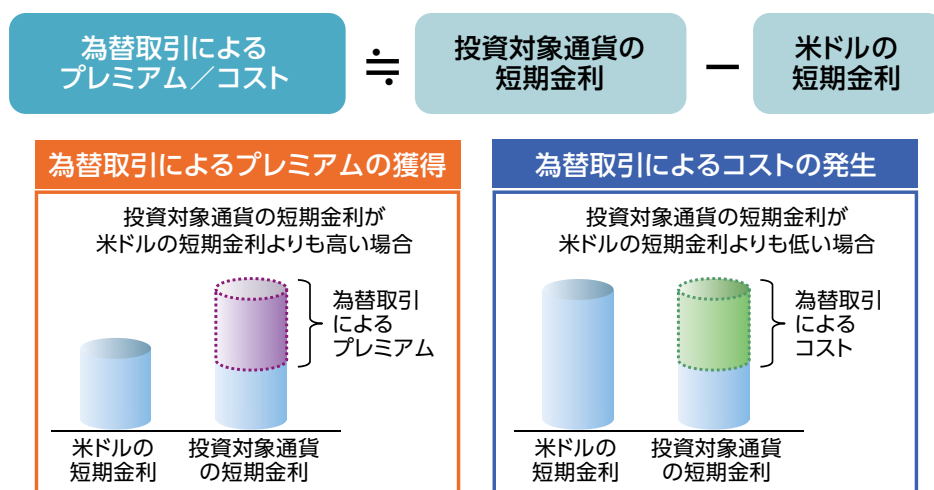


上図は「通貨カバードコール戦略」の損益イメージを表したものであり、ファンドの損益を示したものではありません。

記載の内容は将来の投資効果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

◆ 為替取引について

- 「ブラジルリアルコース」と「トルコリラコース」では、投資対象通貨の為替取引を行い、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の獲得を目指します。
- 米ドルに対して為替取引を行う場合、米ドルよりも短期金利の高い通貨で為替取引を行うと、2通貨間の短期金利差を「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」として獲得することが期待できます。一方、米ドルよりも短期金利の低い通貨で為替取引を行う場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。



(注)ブラジルリアルは、NDF取引で為替取引を行います。

*米ドルと投資対象通貨の金利が逆転した場合や投資環境の変化等により、為替取引によるコストが発生する場合があります。

◆ NDF(ノン・デリバブル・フォワード)取引について

為替予約取引とNDF取引

ファンドの為替取引は、主に為替予約取引を活用しますが、通貨取引に対する規制等の理由から、当該通貨での為替予約取引を行うことが難しいブラジルリアルについては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用します。

NDF(ノン・デリバブル・フォワード)取引とは

- 投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行う取引をいいます。
- 新興国通貨等への取引ニーズの高まりと共に、NDF取引が活用されるようになりました。

「NDF取引」のご留意点

- NDF取引は、オフショアでの非居住者間の相対取引によって市場が形成されています。
- NDF取引を用いた為替取引では、通常の為替予約と比べ、**為替市場、金利市場の影響により、NDFの取引価格から想定される金利(NDF想定金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。**
- NDF想定金利は、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。需給や通貨の上昇期待により大きく低下したり、マイナスになることがあります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少や為替取引によるコストの発生により、パフォーマンスに影響を与える場合があります。
*米ドルの短期金利が上昇した場合においても、為替取引によるプレミアムが減少したり、為替取引によるコストが生じる可能性があります。

◆ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への投資割合 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への直接投資は行いません。

◆ 分配方針

各ファンド(マネープールコースを除く)

毎決算時(毎月25日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
ただし、必ず分配を行うものではありません。

- 分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として、利子・配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。
ただし、基準価額水準等によっては、売買益(評価益を含みます。)が中心となる場合があります。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

マネープールコース

毎決算時(年2回、1月および7月の各25日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
ただし、必ず分配を行うものではありません。分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

◆ スイッチングについて

各ファンド間でスイッチングを行うことができます。

- ・ スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。
なおスイッチングの取扱いの有無および手数料等につきましては、販売会社により異なる場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・ マネープールコースの購入はスイッチングによる場合のみとします。

各ファンド間でスイッチングが可能

資源ツインαファンド
(通貨選択型)
ブラジルリアルコース

資源ツインαファンド
(通貨選択型)
トルコリラコース

資源ツインαファンド
(通貨選択型)
米ドルコース

資源ツインαファンド
(通貨選択型)
マネープールコース

追加的記載事項

投資する投資信託証券の概要

ファンド名	パシフィック・トラスト 資源ツインアルファ ブラジルリアルファンド 資源ツインアルファ トルコリラファンド 資源ツインアルファ ミドルファンド
分類	ケイマン籍/外国投資信託/円建
設定日	2015年5月11日
運用基本方針 主な投資対象	主として米ドル建政府債および担保付スワップ取引に投資を行い、安定的なインカム収益の獲得と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資態度	<p>【各ファンド】</p> <p>主として米ドル建政府債を投資対象とします。 JPモルガンチェースバンクN.A. ロンドン支店、もしくはJ.P.モルガンに属する金融機関をカウンターパーティとしたスワップ取引を行います。 担保付スワップ取引を通じて、実質的に下記の各戦略を組み合わせた投資成果の享受を目指します。</p> <p>(資源ツインアルファ ブラジルリアルファンド)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル建の原油先物取引への投資と原油オプション取引を組み合わせた戦略(原油カバードコール戦略)と米ドル建の金先物への投資と金オプション取引を組み合わせた戦略(金カバードコール戦略)の投資成果の享受を目指します。 ・米ドル(対円レート)の為替変動とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の投資成果の享受を目指します。 ・ブラジルリアル買い/米ドル売りの為替取引を行い、米ドルに対するブラジルリアルの為替差益と為替取引によるプレミアムの享受を目指します。 <p>(資源ツインアルファ トルコリラファンド)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル建の原油先物取引への投資と原油オプション取引を組み合わせた戦略(原油カバードコール戦略)と米ドル建の金先物への投資と金オプション取引を組み合わせた戦略(金カバードコール戦略)の投資成果の享受を目指します。 ・米ドル(対円レート)の為替変動とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の投資成果の享受を目指します。 ・トルコリラ買い/米ドル売りの為替取引を行い、米ドルに対するトルコリラの為替差益と為替取引によるプレミアムの享受を目指します。 <p>(資源ツインアルファ ミドルファンド)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル建の原油先物取引への投資と原油オプション取引を組み合わせた戦略(原油カバードコール戦略)と米ドル建の金先物への投資と金オプション取引を組み合わせた戦略(金カバードコール戦略)の投資成果の享受を目指します。 ・米ドル(対円レート)の為替変動とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の投資成果の享受を目指します。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> ①店頭オプション、上場オプション、ETFに原則として直接投資を行いません。 ②有価証券の空売りは行いません。 ③純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 ④一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。 ⑤流動性にかかる資産の組入れは15%以下とします。 ⑥運用会社ならびに管理会社は、自己または投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等は行いません。
決算日	6月30日
分配方針	原則として、毎月分配を行います。
運用報酬等	<p>純資産総額の年0.3775%程度。内訳は以下の通りとします。</p> <p>投資運用報酬：0.32%程度 受託報酬：年2,500米ドル 管理事務代行報酬：0.05%(純資産総額が1億米ドルを超えた場合は超過部分に対して0.035%)あるいは最低報酬額として年20,000米ドル 保管受託報酬：0.0075%あるいは最低報酬額として月250米ドル 名義書換代行報酬：月100米ドル 証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。</p>
受託会社	インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド
管理事務代行会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス*
保管銀行	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス*
投資運用会社	J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド
監査法人	グラントソントン

*シンガポール支店を通じて業務を行います。

ファンド名	T&Dマネープールマザーファンド
分類	親投資信託
設定日	2005年2月28日
運用基本方針	安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の国債および公社債ならびに短期金融商品
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> ①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	分配は行いません。
決算日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

各概要は、2019年12月末現在のものです。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

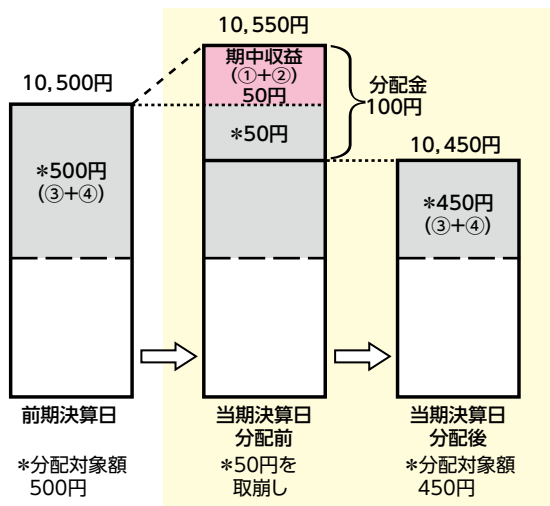
投資信託で分配金が支払われるイメージ



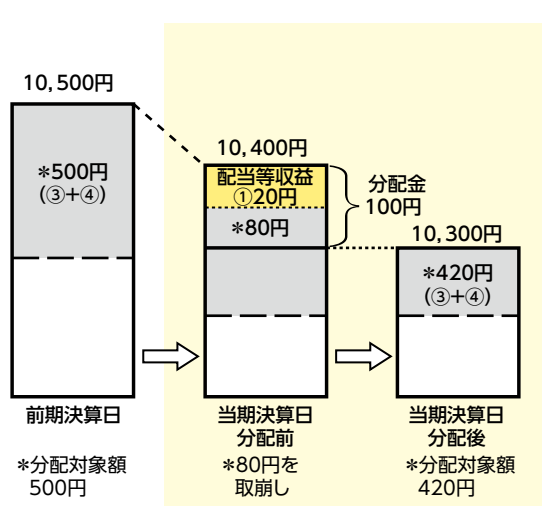
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

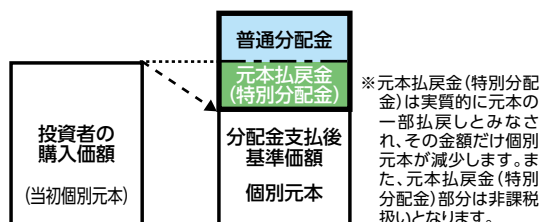


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

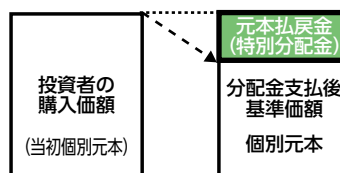
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

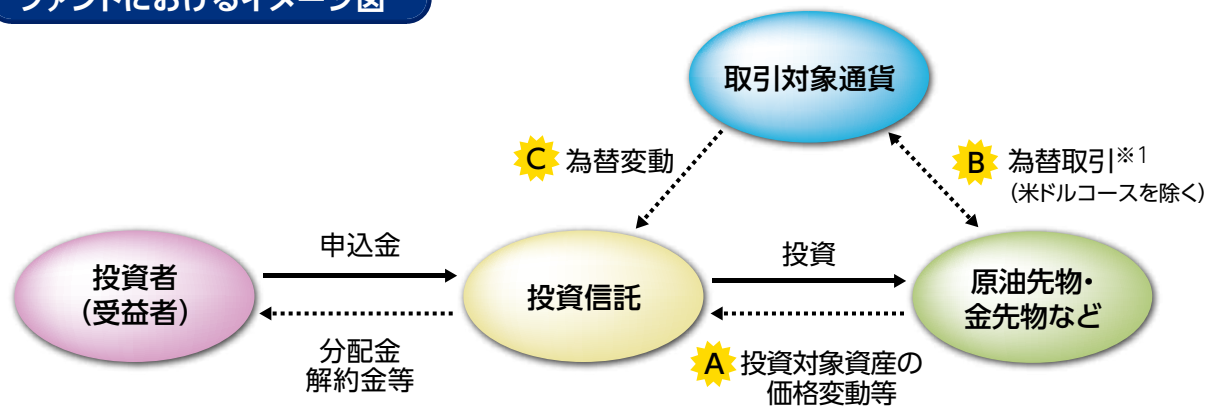
※普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆ 通貨選択型ファンド[※]の収益のイメージ

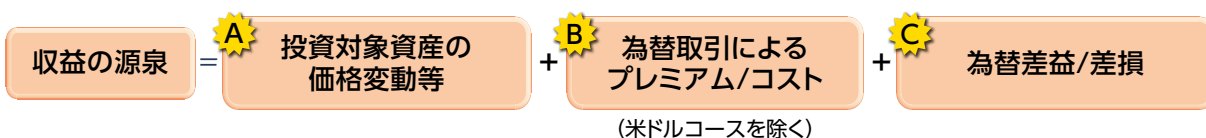
- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、実質的な投資対象通貨を選択することができるよう設計された投資信託です。
- ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、これらの収益源に相応してリスクが内在することにご留意ください。

※マネープールコースは除きます。

ファンドにおけるイメージ図



※1 当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することにご留意ください。



収益を得られるケース	● 投資対象資産の市況の好転	● 投資対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利	● 投資対象通貨が対円で上昇 (円安)
	価格の上昇	為替取引によるプレミアム ^{※2} (金利差相当分の収益) の発生	為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	● 投資対象資産の市況の悪化	● 投資対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利	● 投資対象通貨が対円で下落 (円高)
	価格の下落	為替取引によるコスト (金利差相当分の費用) の発生	為替差損の発生

※2 為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益) は為替取引により発生するリターンに相当するものを表しておりますが、これらリターンに相応するリスクが内在していることにご留意ください。

上記はイメージであり、実際の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

各ファンド(マネープールコースを除く)

価格変動 リスク	原油先物や金先物の取引価格は、需給関係の変化、貿易動向、政治・経済動向、政策、技術発展、為替レート、金利の変動等さまざまな要因により変動し、価格が著しく不安定となる場合があります。原油先物や金先物の価格が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。
為替変動 リスク	外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。外国投資信託においては、実質的な組入資産(原油先物、金先物等)について原則として為替ヘッジを行いませんので、各ファンドでは、円に対する米ドルの影響を受けます。加えてブラジルリアルコースおよびトルコリラコースでは以下の為替変動の影響も受けます。 ■ブラジルリアルコースは、「ブラジルリアル買い/米ドル売り」の為替取引を行っており、米ドルに対するブラジルリアルレートの影響も受けます。 ■トルコリラコースは、「トルコリラ買い/米ドル売り」の為替取引を行っており、米ドルに対するトルコリラレートの影響も受けます。
カバードコール 戦略に伴う リスク	■外国投資信託においては、カバードコール戦略により、担保付スワップ取引を通じて実質的に原油先物、金先物および米ドル(対円レート)のコールオプションの売却を行います。売却した各コールオプションの価値は、売却後に原油先物、金先物の価格や米ドル(対円レート)の水準、変動率が上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被る可能性があります。 ■カバードコール戦略では、オプションプレミアムを受け取る一方、原油先物、金先物の価格および米ドル(対円レート)がコールオプションの権利行使価格を超えて上昇した場合には権利行使に伴う支払いが発生します。このため、各カバードコール戦略を行わずに原油先物や金先物および米ドル(対円レート)に投資した場合に比べ、投資成果が劣る可能性があります。 ■オプションプレミアムの水準は、コールオプションの売却を行う時点の原油先物や金先物の価格や米ドル(対円レート)の水準、変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、市場での需給関係等複数の要因により決まりますので、当初想定したオプションプレミアムの水準が確保できない可能性があります。 ■カバードコール戦略において、特定の権利行使期間で原油先物や金先物の価格および米ドル(対円レート)が下落した場合、カバードコール戦略を再構築しカバーした部分については、原油先物や金先物の値上がり益および米ドル(対円レート)の値上がり益は、再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後当初の水準まで原油先物や金先物の価格および米ドル(対円レート)の水準が回復しても、ファンドの基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

スワップ取引に伴うリスク

投資対象である外国投資信託におけるスワップ取引では、取引の相手方から担保を受け取ることによって信用リスクの低減を図りますが、相手方の倒産や契約不履行、スワップ価格の著しい下落等、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することはできず、また、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。投資対象の外国投資信託は、スワップ取引の相手方が現実取引するオプション取引については、何らの権利も有しておりません。

マネープールコース

価格変動リスク

債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

リスクの管理体制

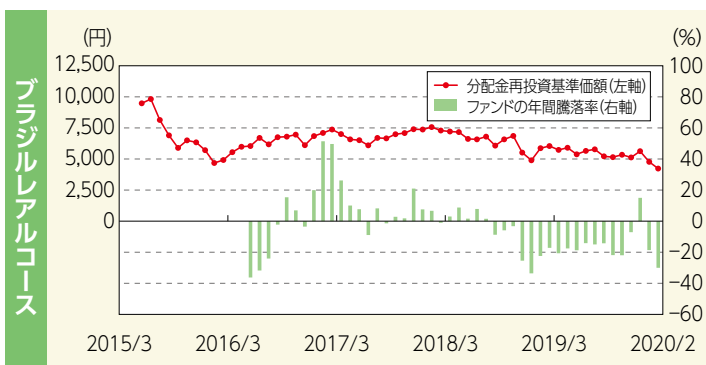
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

《参考情報》

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

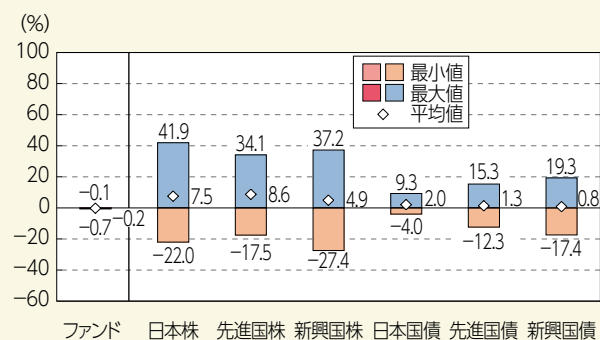
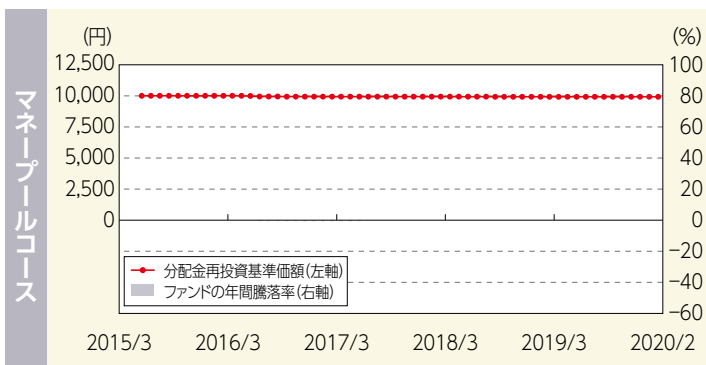
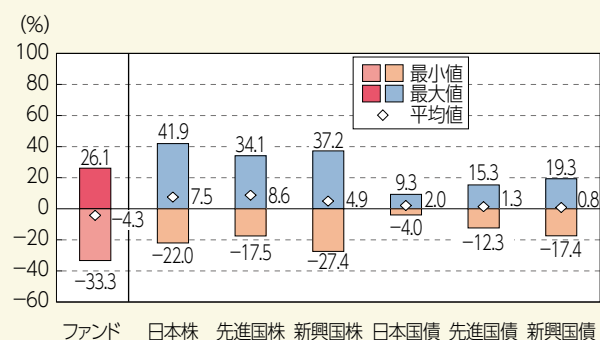
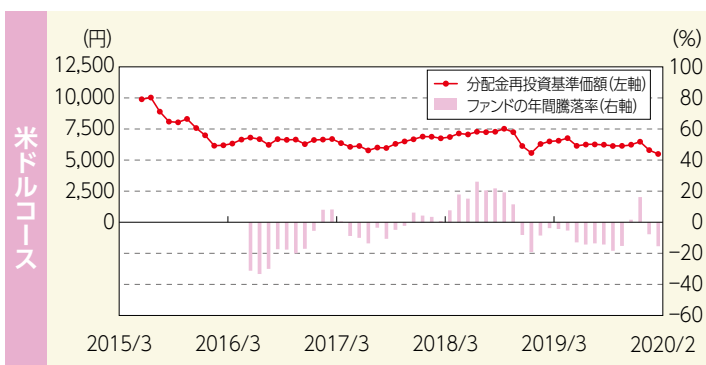
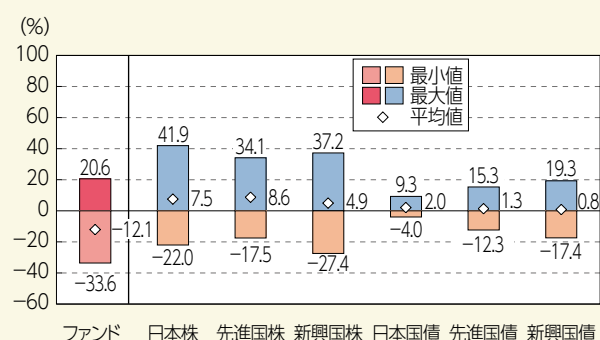
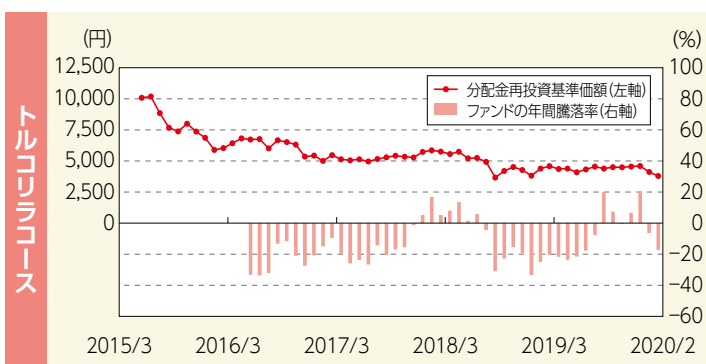
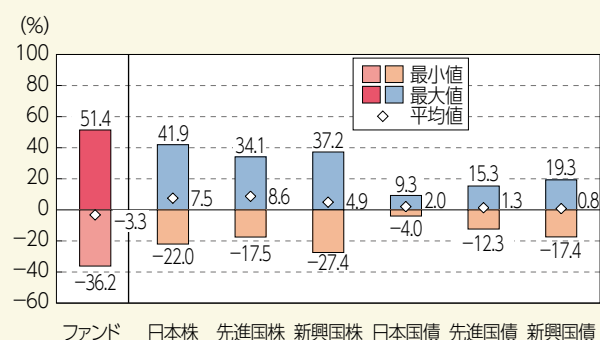
＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞

(2015年3月～2020年2月)



＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

(2015年3月～2020年2月)



(注)ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*右のグラフは、2015年3月から2020年2月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*上記の騰落率は2020年2月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

*ファンドは2015年5月に設定されたため、ファンドの騰落率、分配金再投資基準価額は2015年5月末以降のデータをもとに表示しております。

○各資産クラスの指数

- 日本株 …… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株 …… MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債 …… NOMURA-BPI国債
- 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

*詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

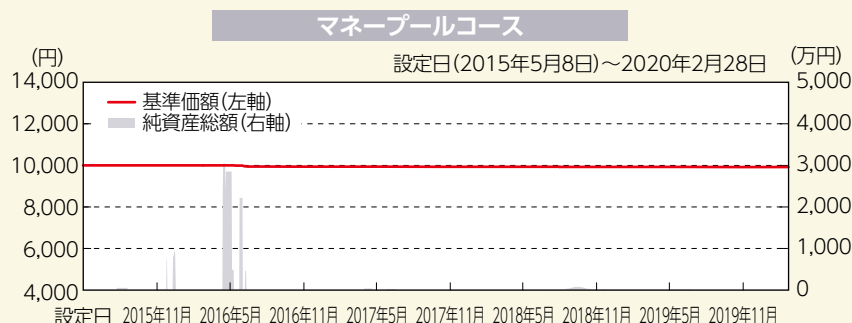
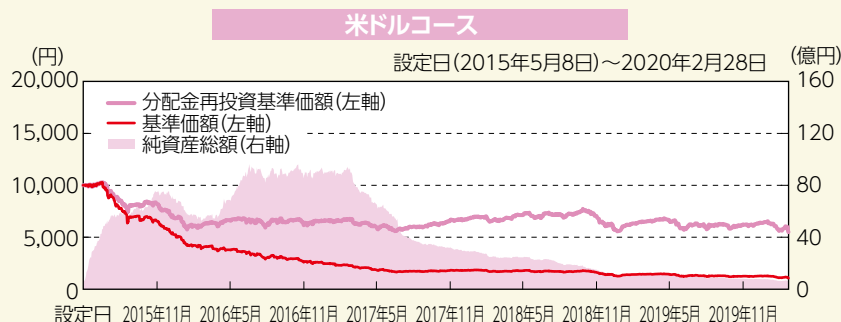
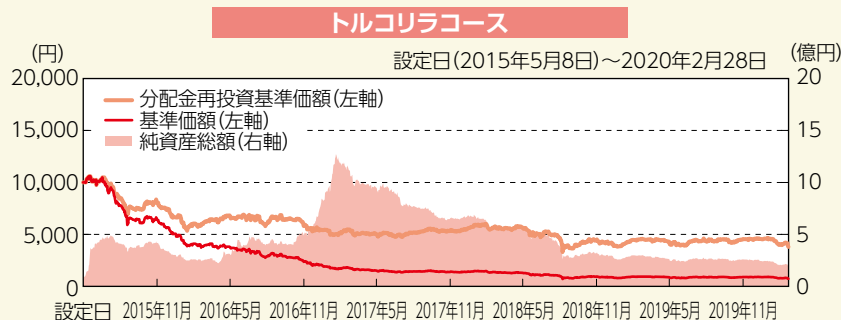
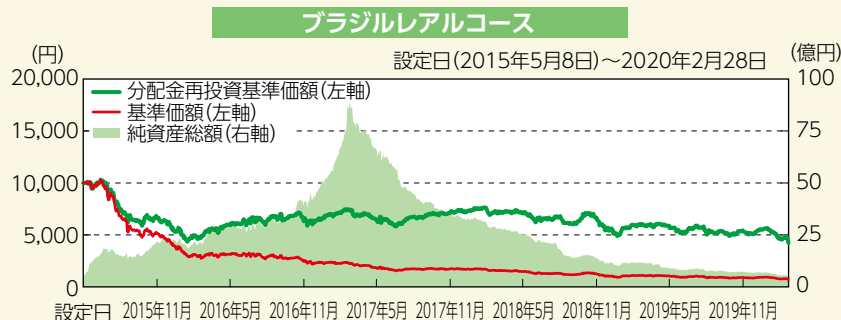
FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配金の推移(1万口当たり、税引前)

ブラジルリアルコース	
2020年2月	5円
2020年1月	5円
2019年12月	5円
2019年11月	5円
2019年10月	10円
直近1年間累計	100円
設定来累計	5,370円

トルコリラコース	
2020年2月	5円
2020年1月	5円
2019年12月	5円
2019年11月	5円
2019年10月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	5,310円

米ドルコース	
2020年2月	15円
2020年1月	15円
2019年12月	15円
2019年11月	15円
2019年10月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	5,660円

マネープールコース	
2020年1月	0円
2019年7月	0円
2019年1月	0円
2018年7月	0円
2018年1月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

◆投資比率

ブラジルリアルコース	
資源ツインアルファ ブラジルリアルファンド	97.7%
T&Dマネープールマザーファンド	1.0%
現金・預金等	1.3%
合計	100.0%

トルコリラコース	
資源ツインアルファトルコリラファンド	96.6%
T&Dマネープールマザーファンド	0.5%
現金・預金等	2.9%
合計	100.0%

米ドルコース	
資源ツインアルファ 米ドルファンド	97.6%
T&Dマネープールマザーファンド	1.1%
現金・預金等	1.4%
合計	100.0%

マネープールコース	
T&Dマネープールマザーファンド	89.4%
現金・預金等	10.6%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

主要な資産の状況

資源ツインアルファ ブラジルリアルファンドの運用状況 2020年2月末現在

◆ファンドの概要

種類	比率
米国国債	110.0%
現金・預金等	-10.0%

*担保付スワップ契約は投資元本を必要としない仕組みのため、主として米国国債を組入れています。

◆組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 2)	年利率	償還年月日	比率
US TREASURY BILL	-	2020/5/28	57.4%
US TREASURY BILL	-	2020/4/23	52.6%

◆オプション取引

	資源カバードコール戦略		通貨カバードコール戦略
	原油カバードコール戦略 組入比率: 75.0%	金カバードコール戦略 組入比率: 25.0%	
カバー率	50.0%	50.0%	100.0%
行使水準	98.7%	100.7%	100.0%
プレミアム(年率)	20.1%	2.2%	5.9%

◆為替取引

	ブラジルリアル買い/米ドル売り
プレミアム(年率)	1.8%

資源ツインアルファ トルコリラファンドの運用状況 2020年2月末現在

◆ファンドの概要

種類	比率
米国国債	109.0%
現金・預金等	-9.0%

*担保付スワップ契約は投資元本を必要としない仕組みのため、主として米国国債を組入れています。

◆組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 2)	年利率	償還年月日	比率
US TREASURY BILL	-	2020/5/28	62.6%
US TREASURY BILL	-	2020/4/23	46.4%

2020年2月末現在

◆オプション取引

	資源カバードコール戦略		通貨カバードコール戦略
	原油カバードコール戦略 組入比率: 75.0%	金カバードコール戦略 組入比率: 25.0%	
カバー率	50.0%	50.0%	100.0%
行使水準	98.7%	100.7%	100.0%
プレミアム(年率)	20.1%	2.2%	5.9%

◆為替取引

	トルコリラ買い/米ドル売り
プレミアム(年率)	11.4%

資源ツインアルファ 米ドルファンドの運用状況 2020年2月末現在

◆ファンドの概要

種類	比率
米国国債	105.0%
現金・預金等	-5.0%

*担保付スワップ契約は投資元本を必要としない仕組みのため、主として米国国債を組入れています。

◆組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 2)	年利率	償還年月日	比率
US TREASURY BILL	-	2020/5/28	58.3%
US TREASURY BILL	-	2020/4/23	46.7%

2020年2月末現在

◆オプション取引

	資源カバードコール戦略		通貨カバードコール戦略
	原油カバードコール戦略 組入比率: 75.0%	金カバードコール戦略 組入比率: 25.0%	
カバー率	50.0%	50.0%	100.0%
行使水準	98.7%	100.7%	100.0%
プレミアム(年率)	20.1%	2.2%	5.9%

※ファンドの概要、組入上位銘柄の比率は、投資対象ファンドの純資産総額に対する評価額の割合です。

※オプション取引の行使水準は、基準日以前で直近に行った取引の行使水準です。

※オプション取引の行使期間は、原則として概ね1ヵ月です(変更する場合があります)。

※オプション取引のプレミアム(年率)は、純資産に対する年率調整後のオプションのプレミアム収入です。

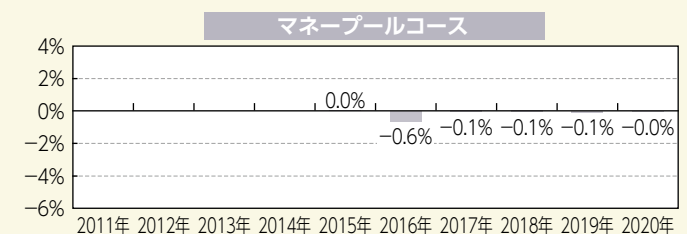
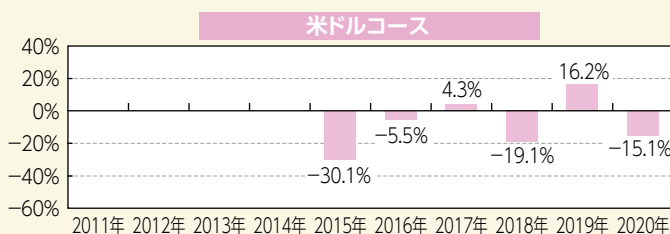
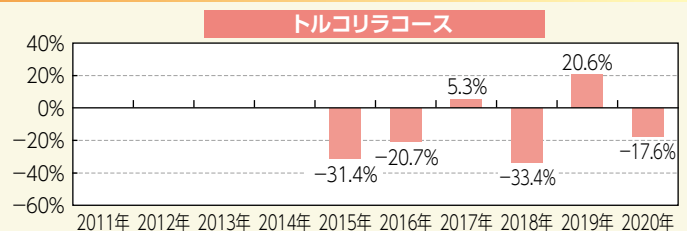
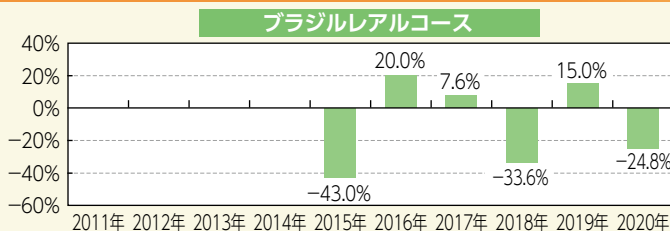
※為替取引のプレミアム(年率)は、基準日時点の各通貨のスポットレートとフォワードレートから計算される数値です。

■投資対象ファンドの運用状況は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスおよびJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドより入手したデータをもとに作成しています。また、資源ツインαファンド(通貨選択型)の基準価額への反映を考慮して、1営業日前のデータを使用しています。

■投資対象ファンドでは、直接、原油先物、金先物への投資やオプション取引を行わず、JPモルガンチェースバンクN.A.※ロンドン支店、もしくはJ.P.モルガンに属する金融機関を相手方とする担保付スワップ取引を活用して、各カバードコール戦略と為替取引の損益の合計に連動する投資成果の享受を目指します。

※JPモルガンチェースバンクN.A.は米国において、個人向け金融サービスと商業銀行業務を主に行っています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2015年は設定日(5月8日)から年末まで、2020年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 マネープールコースはスイッチング以外による購入はできません。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	[各ファンド(マネープールコースを除く)] 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた額 [マネープールコース] 換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2020年4月25日から2020年10月23日まで 期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金およびスイッチングの申込の受付を中止することおよびすでに受けた申込の受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	2021年7月26日まで(2015年5月8日設定)
繰 上 償 還	[各ファンド(マネープールコースを除く)] 投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。 また、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。 [マネープールコース] マネープールコースを除く各ファンドが全て償還となる場合には、繰上償還されます。また、やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決 算 日	[各ファンド(マネープールコースを除く)] 毎月25日(休業日の場合は翌営業日) [マネープールコース] 1月、7月の各25日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	[各ファンド(マネープールコースを除く)] 年12回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 [マネープールコース] 年2回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドにつき1,000億円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.tdasst.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	1月および7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。
申 込 不 可 日	下記の申込不可日に該当する日には、購入、換金およびスイッチングの申込みはできません。 [各ファンド(マネープールコースを除く)] ・ニューヨーク・マーカンタイル取引所の休業日 ・ニューヨーク商品取引所の休業日 ・ニューヨーク、ロンドン、サンパウロ、香港、シンガポールの各銀行の休業日 ・香港、シンガポールの各銀行の休業日の前営業日
ス イ ッ チ ン グ	各ファンド間でスイッチングが可能です。 スイッチングの取扱いの有無および手数料等につきましては、販売会社により異なる場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

各ファンド(マネープール・コースを除く)

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 4.40%(税抜4.0%) を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>毎日、ファンドの純資産総額に年1.001%(税抜0.91%)の率を乗じて得た額とします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されず。なお、毎計算期末または償還時にファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p>[運用管理費用(信託報酬)の配分] (年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>信託報酬率(税抜)</th> <th>対価の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.38%</td> <td>委託した資金の運用等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.50%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03%</td> <td>運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>			支払先	信託報酬率(税抜)	対価の内容	委託会社	0.38%	委託した資金の運用等の対価	販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	0.03%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	信託報酬率(税抜)	対価の内容													
	委託会社	0.38%	委託した資金の運用等の対価													
	販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価													
受託会社	0.03%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価														
投資対象とする 外国投資信託	<p>外国投資信託の純資産総額に対し、年0.3775%程度 外国投資信託の運用報酬は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。</p>															
実質的な負担	<p>年1.3785%(税抜1.2875%)程度 ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等を加味して、受益者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。</p>															
その他の費用・ 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。 <p>また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。</p> <p>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>															

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マネープール・コース

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません

信託財産留保額 ありません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの純資産総額に 年0.605% (税抜0.55%) 以内 の率を乗じて得た額とします。 信託報酬率については「コールレート」に応じて以下の通りとします。 ファンドの運用管理費用(信託報酬)は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 (年率)				
	コールレート	0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上	対価の内容
	信託報酬率	0.165% (税抜0.15%)以内	0.33% (税抜0.3%)	0.605% (税抜0.55%)	—
	配分 (税抜)	委託会社	0.065%以内	0.13%	0.22%
	販売会社	0.07%以内	0.14%	0.28%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	0.015%以内	0.03%	0.05%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・ 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。 これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。				

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]および未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA]をご利用の場合 NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社にお問合せください。
- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 法人の場合は上記と異なります。
- 税金の取扱いについては、2020年2月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

T&Dアセットマネジメント

資源ツイン ファンド（通貨選択型）

資源ツイン ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース
資源ツイン ファンド（通貨選択型）トルコリラコース
資源ツイン ファンド（通貨選択型）米ドルコース

追加型投信 / 海外 / その他資産（原油先物取引・金先物取引）

資源ツイン ファンド（通貨選択型）マネープールコース
追加型投信 / 国内 / 債券

投資信託説明書 （請求目論見書）

2020.4.25

T & Dアセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書であり、投資者から請求があった場合に交付を行う請求目論見書です。

この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「資源ツイン ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」「資源ツイン ファンド（通貨選択型）トルコリラコース」「資源ツイン ファンド（通貨選択型）米ドルコース」「資源ツイン ファンド（通貨選択型）マネープールコース」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2020 年 4 月 24 日に関東財務局長に提出しており、2020 年 4 月 25 日にその効力が生じております。

有価証券届出書提出日	: 2020年4月24日
発行者名	: T & Dアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 坪井親弘
本店の所在の場所	: 東京都港区芝五丁目36番7号
募集内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称	: 資源ツイン ファンド(通貨選択型) ブラジルリアルコース 資源ツイン ファンド(通貨選択型) トルコリラコース 資源ツイン ファンド(通貨選択型) 米ドルコース 資源ツイン ファンド(通貨選択型) マネープールコース
募集内国投資信託受益証券の金額	: 継続募集額 資源ツイン ファンド(通貨選択型) ブラジルリアルコース 資源ツイン ファンド(通貨選択型) トルコリラコース 資源ツイン ファンド(通貨選択型) 米ドルコース 資源ツイン ファンド(通貨選択型) マネープールコース 各ファンドにつき1兆円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する 場所	: 該当事項はありません。

投資信託説明書(請求目論見書) 目次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
第2 管理及び運営	55
第3 ファンドの経理状況	62
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	100
第三部 委託会社等の情報	101
第1 委託会社等の概況	101

約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

資源ツイン ファンド(通貨選択型) ブラジルリアルコース

資源ツイン ファンド(通貨選択型) トルコリラコース

資源ツイン ファンド(通貨選択型) 米ドルコース

資源ツイン ファンド(通貨選択型) マネープールコース

以上のファンドを総称して「資源ツイン ファンド(通貨選択型)」、「ファンド」または「各ファンド」ということがあります。また、それぞれ「ブラジルリアルコース」、「トルコリラコース」、「米ドルコース」、「マネープールコース」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

委託者(以下「委託会社」ということがあります。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるT&Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額¹とします。

マネープールコースの購入申込は、スイッチング²による場合に限りです。

1「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます(ただし、1万口当たりに換算した価額で表示されます。)

2「スイッチング」とは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。

基準価額につきましては、販売会社(委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機

関をいいます。)または下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

4.40% (税抜4.0%) を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

ただし、マネープールコースへのスイッチングには手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2020年4月25日から2020年10月23日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所(販売会社)につきましては、前述「(4) 発行(売出) 価格」の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、購入代金(発行価格に申込口数に乗じて得た額に申込手数料(税込)を加算した金額をいいます。)をお申し込みの販売会社に支払うものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に振り込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所(販売会社)と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「(4) 発行(売出) 価格」の照会先にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

スイッチング

各ファンド間でスイッチングが可能です。なお、スイッチングの取扱の有無および手数料等につきましては、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールコースへのスイッチングには、手数料はかかりません。

なお、販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する日には、スイッチングの申込はできません。申込不可日につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

< 申込不可日 >

- ・ニューヨーク・マーカンタイル取引所の休業日
- ・ニューヨーク商品取引所の休業日
- ・ニューヨーク、ロンドン、サンパウロ、香港、シンガポールの各銀行の休業日
- ・香港、シンガポールの各銀行の休業日の前営業日

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ブラジルリアルコース **トルコリラコース** **米ドルコース**

安定した配当収入の確保と値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

マネープールコース

安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産
追加型投信	海外 内外	(原油先物取引・金先物取引) 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託証券 （その他資産）） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル （除く日本） 日本 北米 欧州 アジア アセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり なし

「マネープールコース」

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性			
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券)) 資産複合	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	中近東(中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ

< 商品分類の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

その他資産(原油先物取引・金先物取引)

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信以外の資産(原油先物取引・金先物取引)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分の定義 >

その他資産（投資信託証券（その他資産））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的にその他資産（原油先物取引・金先物取引）に投資を行うものをいいます。

その他資産（投資信託証券（債券））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

年2回

目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（除く日本）

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（除く日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

- 資源ツインαファンド(通貨選択型)は、「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」および「マネープールコース」で構成されます。

- 「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」では、**カバードコール戦略**を用います。

◆ 外国投資信託を通じて、カバードコール戦略を用います。

◆ カバードコール戦略では投資対象資産のコールオプション*を売却することで値上がり益の一部または全部を放棄し、それと引き換えに相対的に高いインカム性収益(オプションプレミアム)の獲得を目指します。ファンドではインカム性収益が期待できる反面、キャピタル性損益(ファンドにおいては原油先物・金先物および通貨(米ドル(対円レート))の損益)が大きく変動した場合、基準価額の変動幅も大きくなり、市場動向等によってはキャピタル性損益が大きくマイナスとなる場合があります。

*コールオプションとは、ある特定の資産を将来の特定期日(満期日等)に、あらかじめ定められた価格(=権利行使価格)で買う権利のことです。

原油先物、金先物への投資を行う、**資源カバードコール戦略**

「資源カバードコール戦略」では、「原油カバードコール戦略」と「金カバードコール戦略」を原則として3:1程度の比率で組み入れ、投資を行います。組み比率は、原油先物または金先物のリスク(ボラティリティ)の変化等により見直される場合があります。

「原油カバードコール戦略」

米ドル建の原油先物への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略

「金カバードコール戦略」

米ドル建の金先物への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略

・各戦略におけるオプション取引のカバー率は、原資産の50%程度～100%程度の範囲において月次で見直しを行います。

米ドル建投資を行う、**通貨カバードコール戦略**

「通貨カバードコール戦略」

米ドル(対円レート)の為替変動とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略

・通貨カバードコール戦略ではカバー率の変更は行わず、原資産の100%程度のカバー率を原則として維持します。

米ドル建の資産(原油先物、金先物等)に投資するため、円に対して米ドルが下落した場合、値下がり損が発生します。

- 「ブラジルリアルコース」と「トルコリラコース」は、投資対象通貨の為替取引を行います。

「ブラジルリアルコース」

「ブラジルリアル買い/米ドル売り」の為替取引を行います。

「トルコリラコース」

「トルコリラ買い/米ドル売り」の為替取引を行います。

「米ドルコース」*、「マネープールコース」は、為替取引を行いません。

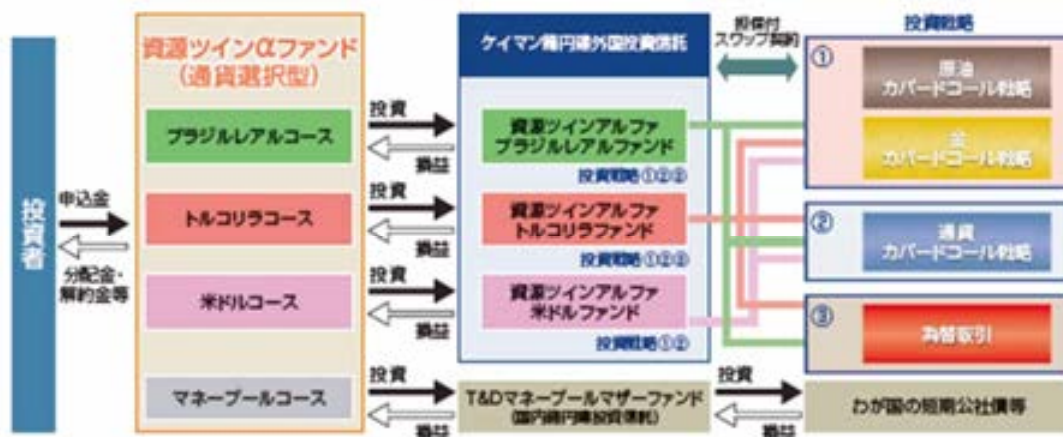
米ドルに対するそれぞれの通貨の上昇益と為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の獲得を目指します。ただし米ドルに対してそれぞれの通貨が下落した場合はその影響を直接受けます。

*「米ドルコース」においても外国投資信託を通じて、米ドル建の資産(原油先物、金先物等)に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、円に対する米ドルの為替変動の影響を受けます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

◆ ファンドの仕組み

- ファンド(マネーブルコースを除く)は、以下の投資信託証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。
 - ・外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - ・ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接、原油先物、金先物への投資やオプション取引を行わず、JPモルガンチェースバンクN.A.*ロンドン支店、もしくはJ.P.モルガンに属する金融機関を相手方とする担保付スワップ取引を活用して、各カバードコール戦略と為替取引の損益の合計に連動する投資成果の享受を目指します。
 *JPモルガンチェースバンクN.A.は米国において、個人向け金融サービスと商業銀行業務を主に行っています。
- マネーブルコースは、T&Dマネーブルマザーファンドを親投資信託(マザーファンド)としたファミリーファンド方式で運用を行います。



- マネーブルコースを除く各ファンドについても、T&Dマネーブルマザーファンド内に投資します。
- マネーブルコースの購入はスイッチングによる場合のみとします。

各カバードコール戦略と為替取引等の運用は、J.P.モルガンのJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドが行います。

J.P.モルガン
 JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーは世界有数のグローバル総合金融サービス会社です。投資銀行業務、金融取引・資産管理業務、資産運用業務、コマーシャル・バンキング業務、個人・中小企業向け金融サービス業務において業界をリードしています。世界で展開する法人向け事業は「J.P.モルガン」、米国における個人向け事業は「チェース」ブランドを用いて、世界有数の事業法人、機関投資家、政府系機関および米国の個人のお客さまに金融サービスを提供しています。
 *J.P.モルガンは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー、およびその各国子会社または関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド
 組入外国投資信託の運用を行うJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドは、ストラクチャード・ファンドの運用・管理を目的として設立された、J.P.モルガンに属する運用会社です。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

◆ 各戦略の概要および投資対象について

- ファンド(マネープールコースを除く)で用いる「資源カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」の概要は以下の通りです。

資源カバードコール戦略*

資源カバードコール戦略におけるオプション取引のカバー率は50%程度～100%程度の範囲において月次で見直しを行い、オプションプレミアムとともに資産の値上がり益の獲得も同時に目指します。原油カバードコール戦略では、原油先物を原資産とする満期1ヵ月程度のコールオプションを、金カバードコール戦略では、金先物を原資産とする満期1ヵ月程度のコールオプションを原則として毎月売却します。

組入比率
1
3

「原油カバードコール戦略」

カバー率：50%程度～100%程度

「金カバードコール戦略」

カバー率：50%程度～100%程度

オプション取引のカバー率について

- まず先物市場において先々価格が下がっていく可能性が高い(価格下落トレンドと呼びます。)かを判定します。価格下落トレンドにあると判定した場合には、カバー率を100%に引き上げて、オプションプレミアム獲得によりパフォーマンス下落の軽減を図ります。
- 価格下落トレンドにないと判定した場合には、原油価格(金価格)の急変等によりボラティリティ水準が上昇するとカバー率を下げ(下限50%程度)、原油価格(金価格)の緩やかな上昇等によりボラティリティ水準が低下するとカバー率を上げる(上限100%程度)仕組みです。ただし、基準価値水準、市況動向等を総合的に勘案し、各ファンドのカバー率を決定します。

通貨カバードコール戦略

米ドル(対円レート)を原資産とする満期1ヵ月程度のコールオプションを原則として毎月売却します。通貨カバードコール戦略ではカバー率の変更は行わず、原資産の100%程度のカバー率を原則として維持し、オプションプレミアムの獲得を目指します。

「通貨カバードコール戦略」

カバー率：100%程度

- ファンド(マネープールコースを除く)の主な投資対象は以下の通りです。

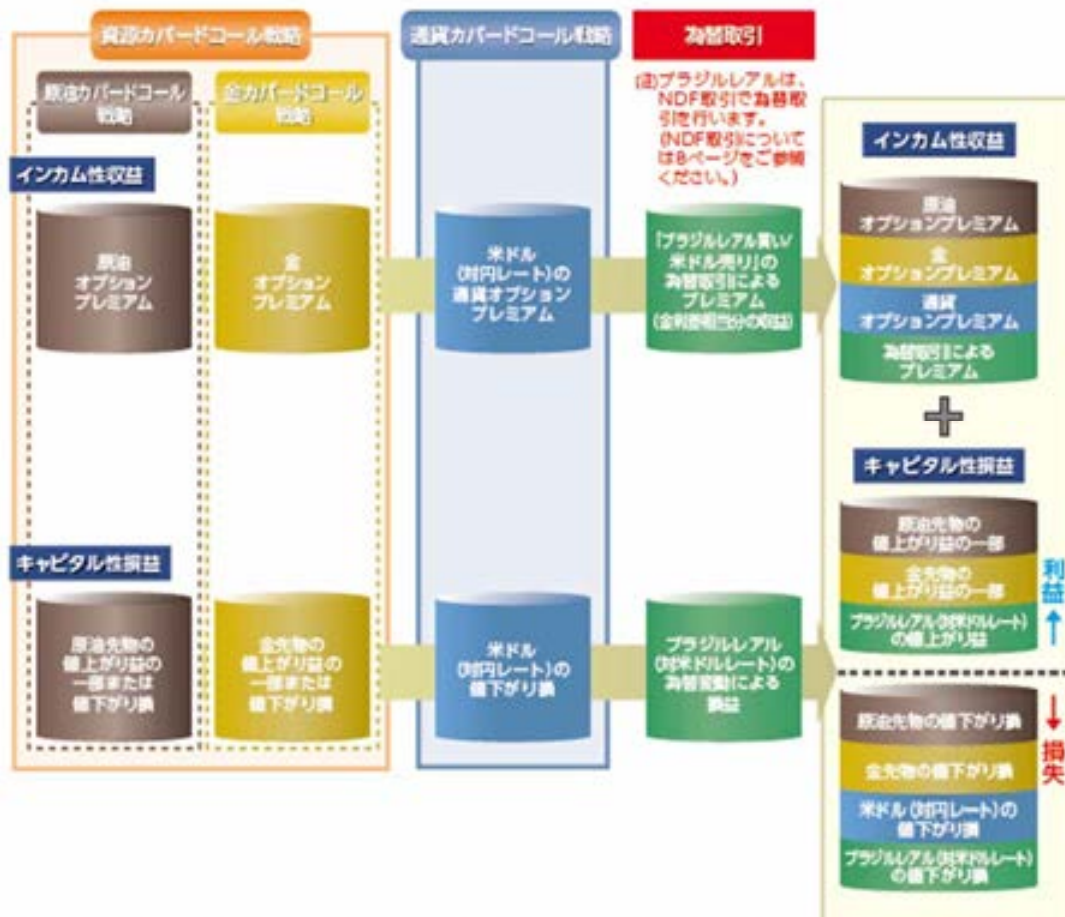
	資源カバードコール戦略* 投資対象資産	通貨カバードコール戦略 投資対象通貨	為替取引 投資対象通貨
ブラジルリアルコース	原油先物(4分の3程度) 金先物(4分の1程度)	米ドル (対円レート)	ブラジルリアル (対米ドルレート)
トルコリラコース	原油先物(4分の3程度) 金先物(4分の1程度)	米ドル (対円レート)	トルコリラ (対米ドルレート)
米ドルコース	原油先物(4分の3程度) 金先物(4分の1程度)	米ドル (対円レート)	為替取引を行いません

*「資源カバードコール戦略」では、「原油カバードコール戦略」と「金カバードコール戦略」を原則として3:1程度の比率で組入れ、投資を行います。「原油カバードコール戦略」と「金カバードコール戦略」の組入比率は、原油先物または金先物のリスク(ボラティリティ)の変化等により見直される場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

◆ ブラジルレアルコースの概要

- **資源カバードコール戦略** [原油オプションプレミアム (4分の3程度) + 金オプションプレミアム (4分の1程度)] + **通貨カバードコール戦略** [米ドル (対円レート) の通貨オプションプレミアム] + **為替取引** [「ブラジルレアル買い/米ドル売り」の為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益)] によるインカム性収益の獲得を目指します。
- 原油先物の値上がり益の一部または値下がり損、金先物の値上がり益の一部または値下がり損、円に対する米ドルの値下がり損ならびに米ドルに対するブラジルレアルの為替変動の影響を直接受けます。

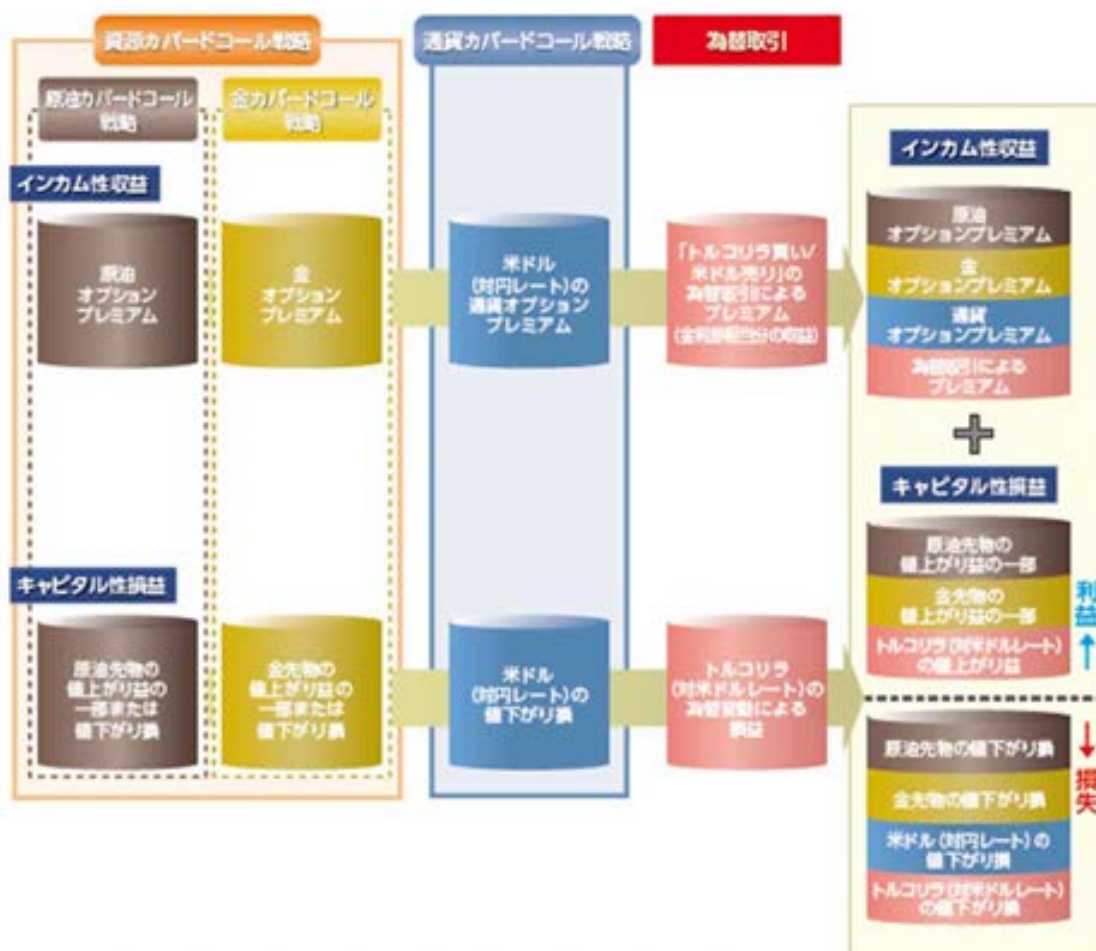


将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。資金動向や市場動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

- 為替取引において、短期金利が低い通貨を買い、高い通貨を売る場合は、コスト(金利差相当分の費用)が発生します。また、短期金利が高い通貨を買い、低い通貨を売る場合は、プレミアム(金利差相当分の収益)の獲得が期待できます。
- 米ドルと投資対象通貨の金利が逆転した場合や投資環境の変化等により、為替取引によるコストが発生する場合があります。
- 原油先物価格、金先物価格、米ドル (対円レート) およびブラジルレアル (対米ドルレート) が下落した場合には、下落幅に応じた損失を被るようになります。
- 「原油カバードコール戦略」と「金カバードコール戦略」の取組合計額、「通貨カバードコール戦略」の取組額、為替取引の取組額は外国投資信託の純資産影響程度とします。

◆トルコリラコースの概要

- 資源カバードコール戦略** [原油オプションプレミアム(4分の3程度)+金オプションプレミアム(4分の1程度)]+**通貨カバードコール戦略** [米ドル(対円レート)の通貨オプションプレミアム]+**為替取引** [「トルコリラ買い/米ドル売り」の為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)]によるインカム性収益の獲得を目指します。
- 原油先物の値上がり益の一部または値下がり損、金先物の値上がり益の一部または値下がり損、円に対する米ドルの値下がり損ならびに米ドルに対するトルコリラの為替変動の影響を直接受けます。

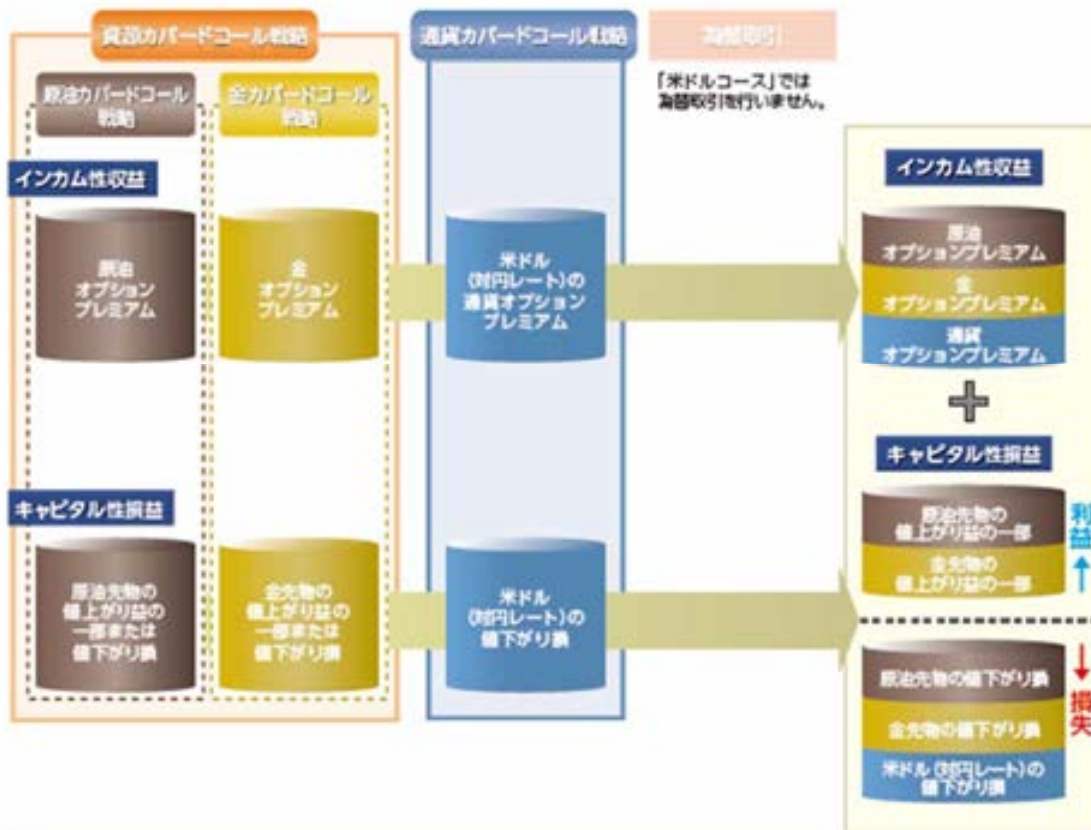


将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。資金動向や市場動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

- 為替取引において、短期金利が低い通貨を買い、高い通貨を売る場合は、コスト(金利差相当分の費用)が発生します。また、短期金利が高い通貨を買い、低い通貨を売る場合は、プレミアム(金利差相当分の収益)の獲得が期待できます。
- 米ドルと投資対象通貨の金利が逆転した場合や投資環境の悪化等により、為替取引によるコストが発生する場合があります。
- 原油先物価格、金先物価格、米ドル(対円レート)およびトルコリラ(対米ドルレート)が下落した場合には、下落幅に応じた損失を被るようになります。
- 「原油カバードコール戦略」と「金カバードコール戦略」の取組合計額、「通貨カバードコール戦略」の取組額、為替取引の取組額は外国投資信託の純資産総額程度とします。

◆米ドルコースの概要

- 資源カバードコール戦略**【原油オプションプレミアム(4分の3程度)+金オプションプレミアム(4分の1程度)】+**通貨カバードコール戦略**【米ドル(対円レート)の通貨オプションプレミアム】によるインカム性収益の獲得を目指します。
- 原油先物の値上がり益の一部または値下がり損、金先物の値上がり益の一部または値下がり損ならびに円に対する米ドルの値下がり損の影響を直接受けます。



将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。資金動向や市場動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

- 原油先物価格、金先物価格および米ドル(対円レート)が下落した場合には、下落幅に応じた損失を被ることになります。
- 「原油カバードコール戦略」と「金カバードコール戦略」の取組合計額、「通貨カバードコール戦略」の取組額は外国投資信託の純資産総額程度とします。

「カバードコール戦略」の損益について ① (資源カバードコール戦略)

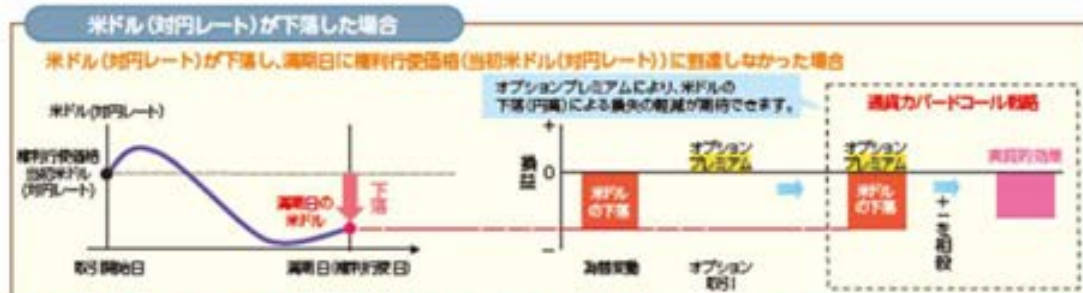
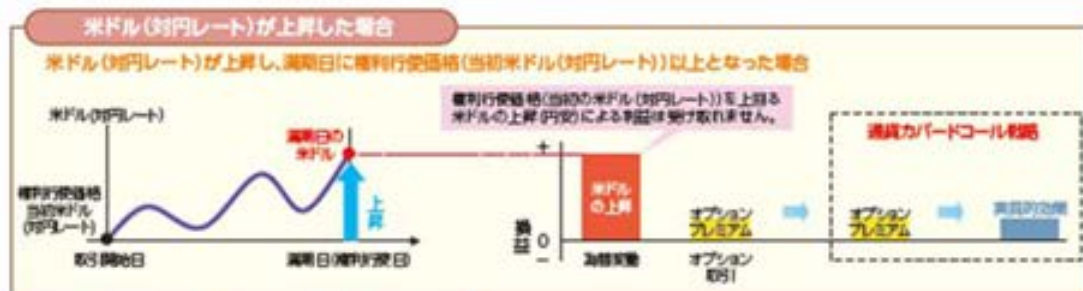


※資源カバードコール戦略では、カバードコールのカバー率は50%程度～100%程度の範囲において月次で発注を行います。



上図は「資源カバードコール戦略」の損益イメージを表したものであり、ファンドの損益を示したものではありません。記載の内容は将来の投資効果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

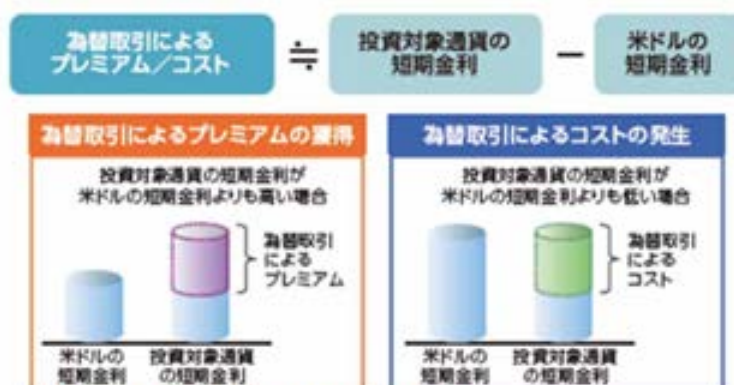
「カバードコール戦略」の損益について ② (通貨カバードコール戦略)



上図は「通貨カバードコール戦略」の損益イメージを表したものであり、ファンドの損益を示したものではありません。記載の内容は将来の投資効果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

◆ 為替取引について

- 「ブラジルレアルコース」と「トルコリラコース」では、投資対象通貨の為替取引を行い、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の獲得を目指します。
- 米ドルに対して為替取引を行う場合、米ドルよりも短期金利の高い通貨で為替取引を行うと、2通貨間の短期金利差を「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」として獲得することが期待できます。一方、米ドルよりも短期金利の低い通貨で為替取引を行う場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。



(注)ブラジルレアルは、NDF取引で為替取引を行います。

●米ドルと投資対象通貨の金利が逆転した場合や投資環境の変化等により、為替取引によるコストが発生する場合があります。

◆ NDF(ノン・デリバブル・フォワード)取引について

為替予約取引とNDF取引

ファンドの為替取引は、主に為替予約取引を活用しますが、通貨取引に対する規制等の理由から、当該通貨での為替予約取引を行うことが難しいブラジルレアルについては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用します。

NDF(ノン・デリバブル・フォワード)取引とは

- 投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行う取引をいいます。
- 新興国通貨等への取引ニーズの高まりと共に、NDF取引が活用されるようになりました。

[NDF取引]のご留意点

- NDF取引は、オフショアでの非居住者間の相対取引によって市場が形成されています。
- NDF取引を用いた為替取引では、通常の為替予約と比べ、為替市場、金利市場の影響により、NDFの取引価格から想定される金利(NDF想定金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。
- NDF想定金利は、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。需給や通貨の上昇期待により大きく低下したり、マイナスになることがあります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少や為替取引によるコストの発生により、パフォーマンスに影響を与える場合があります。
*米ドルの短期金利が上昇した場合においても、為替取引によるプレミアムが減少したり、為替取引によるコストが生じる可能性があります。

◆ 分配方針

各ファンド(マネーブルコースを除く)

毎決算時(毎月25日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
ただし、必ず分配を行うものではありません。

- 分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として、利子・配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。
ただし、基準価額水準等によっては、売買益(評価益を含みます。)が中心となる場合があります。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

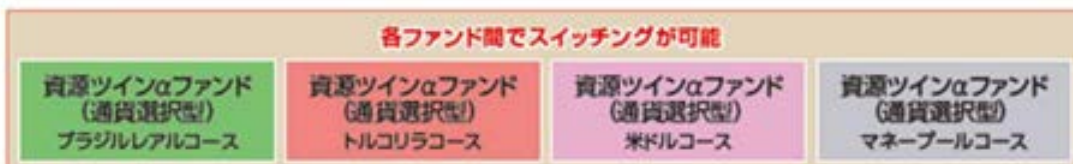
マネーブルコース

毎決算時(年2回、1月および7月の各25日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
ただし、必ず分配を行うものではありません。分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

◆ スイッチングについて

各ファンド間でスイッチングを行うことができます。

- ・ スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。
なおスイッチングの取扱の有無および手数料等につきましては、販売会社により異なる場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・ マネーブルコースの購入はスイッチングによる場合のみとします。



収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

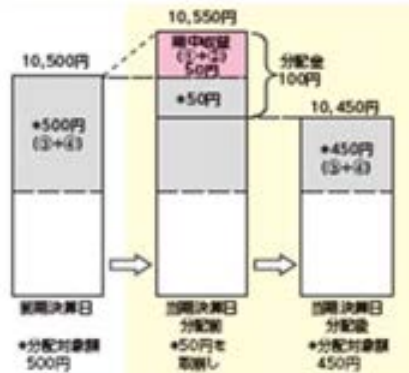
投資信託で分配金が支払われるイメージ



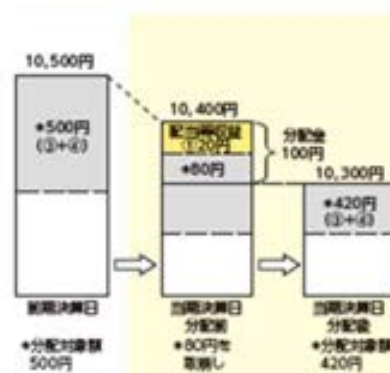
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

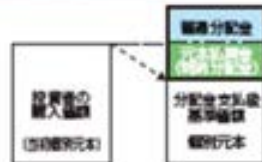


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ額別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)は再評価額に反映されず、

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：額別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：額別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の額別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型ファンド[※]の収益のイメージ

■通貨選択型の投資信託は、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、実質的な投資対象通貨を選択することができるよう設計された投資信託です。

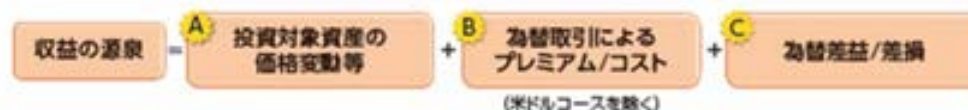
■ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、これらの収益源に相応してリスクが内在することにご留意ください。

※マネープールコースは除きます。

ファンドにおけるイメージ図



※1 当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することにご留意ください。



収益を得られるケース	●投資対象資産の市況の好転	●投資対象通貨の短期金利>米ドルの短期金利	●投資対象通貨が対円で上昇(円安)
	価格の上昇	為替取引によるプレミアム ^{※2} の発生 (金利差相当分の収益)	為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	●投資対象資産の市況の悪化	●投資対象通貨の短期金利<米ドルの短期金利	●投資対象通貨が対円で下落(円高)
	価格の下落	為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)の発生	為替差損の発生

※2 為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)は為替取引により発生するリターンに相当するものを表していますが、これらリターンに相応するリスクが内在していることにご留意ください。

上記はイメージであり、実際の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

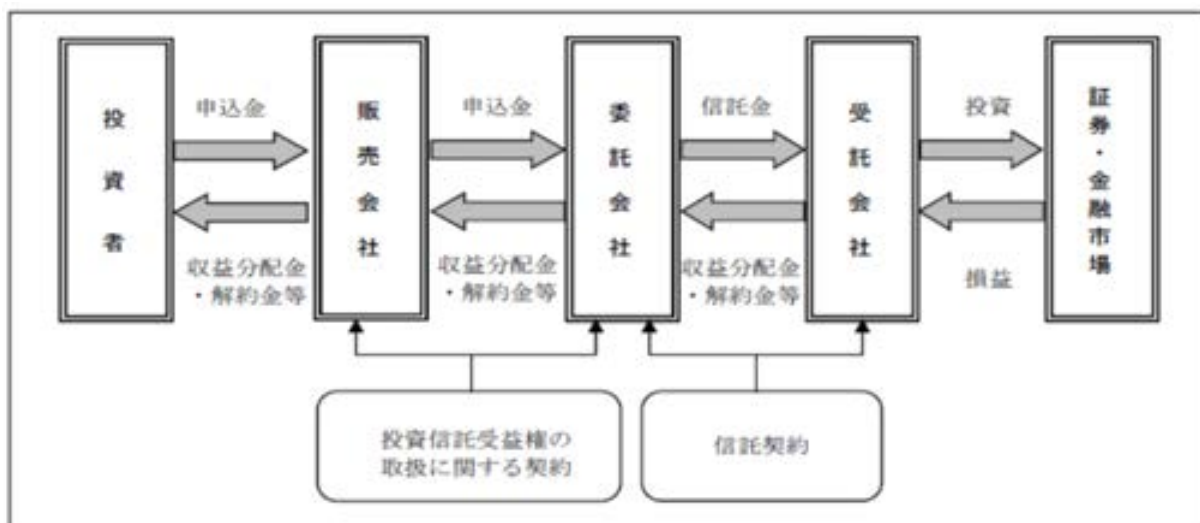
信託金の限度額は「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」については、各ファンド1,000億円を上限とし、3ファンド合計で1,000億円を上限とします。マネープールコースは1,000億円を上限とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2015年5月8日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図



ファンド・オブ・ファンズについて

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」は、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

詳しくは、前述「(1) ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色 ファンドの仕組み」をご参照ください。

なお、「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」が投資対象とする外国投資信託「資源ツインアルファ ブラジルリアルファンド」「資源ツインアルファ トルコリラファンド」「資源ツインアルファ 米ドルファンド」(以下、総称して「外国投資信託」ということがあります。)における各カバードコール戦略と為替取引等の運用は、J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドが行います。

ファミリーファンド方式の仕組み

マネープールコースは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

(委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算(毎日の基準価額の計算)
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金(解約)申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a. 資本金

2020年2月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」(当時)に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社(現：大同生命保険株式会社)の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2020年2月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」

外国投資信託および国内の証券投資信託であるT&Dマネープールマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

外国投資信託を通じて、実質的に、下記の各戦略を組み合わせた投資効果を楽しみます。

「ブラジルリアルコース」

- ・米ドル建ての原油先物取引への投資と原油オプション取引を組み合わせた戦略(以下「原油カバードコール戦略」といいます。)と米ドル建ての金先物への投資と金オプション取引を組み合わせた戦略(以下「金カバードコール戦略」といい、原油カバードコール戦略と金カバードコール戦略を総称して「資源カバードコール戦略」といいます。)の投資効果を楽しみます。原油カバードコール戦略と金カバードコール戦略の取組比率は当初設定時3:1程度とし、ボラティリティ水準の変動等により取組比率の見直しを行う場合があります。資源カバードコール戦略におけるオプション取引のカバー率は50%程度から100%程度の範囲において月次で見直しを行い、オプションプレミアムとともに資産の値上がり益の獲得も同時に目指します。資源カバードコール戦略の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。
- ・米ドル(対円レート)の為替変動とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略(以下「通貨カバードコール戦略」といいます。)の投資効果を楽しみます。通貨カバードコール戦略の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。
- ・ブラジルリアル買い/米ドル売りの為替取引を行い、米ドルに対するブラジルリアル上昇の投資効果と為替取引によるプレミアムを楽しみます。為替取引の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。

「トルコリラコース」

- ・資源カバードコール戦略の投資効果を楽しみます。原油カバードコール戦略と金カバードコール戦略の取組比率は当初設定時3:1程度とし、ボラティリティ水準の変動等により取組比率の見直しを行う場合があります。資源カバードコール戦略におけるオプション取引のカバー率は50%程度から100%程度の範囲において月次で見直しを行い、オプションプレミアムとともに資産の値上がり益の獲得も同時に目指します。資源カバードコール戦略の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。
- ・通貨カバードコール戦略の投資効果を楽しみます。通貨カバードコール戦略の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。
- ・トルコリラ買い/米ドル売りの為替取引を行い、米ドルに対するトルコリラ上昇の投資効果と為替取引によるプレミアムを楽しみます。為替取引の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。

「米ドルコース」

- ・資源カバードコール戦略の投資効果を楽しみます。原油カバードコール戦略と金カバードコール戦

略の取組比率は当初設定時3：1程度とし、ボラティリティ水準の変動等により取組比率の見直しを行う場合があります。資源カバードコール戦略におけるオプション取引のカバー率は50%程度から100%程度の範囲において月次で見直しを行い、オプションプレミアムとともに資産の値上がり益の獲得も同時に目指します。資源カバードコール戦略の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。

- ・通貨カバードコール戦略の投資効果を楽しみます。通貨カバードコール戦略の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。

外国投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

「マネープールコース」

マザーファンドを通じて、主としてわが国の短期公社債等を投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 【投資対象】

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」

以下を主要投資対象とします。

ケイマン籍 外国投資信託：資源ツインアルファ ブラジルリアルファンド

資源ツインアルファ トルコリラファンド

資源ツインアルファ 米ドルファンド

親投資信託：T & D マネープールマザーファンド

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

- (1) 有価証券
- (2) 金銭債権
- (3) 約束手形

- b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、外国投資信託およびマザーファンドならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- (2) コマーシャル・ペーパー
- (3) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (4) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの

なお、(1)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

「マネープールコース」

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

(1) 有価証券

(2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

(3) 金銭債権

(4) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(1) 為替手形

委託会社は、信託金を、マザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(2) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

(3) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(4) 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

(5) コマーシャル・ペーパー

(6) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

(7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

(8) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

(9) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(10) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

(11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

- (13) 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- (14) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (15) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、(4)の証券および(7)の証券または証書のうち(4)の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、(1)から(3)の証券ならびに(7)の証券または証書のうち(1)から(3)の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(8)および(9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(参考)

投資する投資信託証券の概要

ファンド名	パッシブ・トラスト 資源ツインアルファ ブラジルリアルファンド 資源ツインアルファ トルコリアルファンド 資源ツインアルファ 米ドルファンド
分類	ケイマン籍/外国投資信託/円建
設定日	2015年5月11日
運用基本方針 主な投資対象	主として米ドル建政府債および担保付スワップ取引に投資を行い、安定的なインカム収益の獲得と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資態度	【各ファンド】 主として米ドル建政府債を投資対象とします。 J.P.モルガン・チェーム・バンク・N.A. ロンドン支店、もしくはJ.P.モルガンに属する金融機関をカウンターパーティとしたスワップ取引を行います。 担保付スワップ取引を通じて、実質的に下記の各戦略を組み合わせた投資成果の享受を目指します。 【資源ツインアルファ ブラジルリアルファンド】 ・米ドル建の原油先物取引への投資と原油オプショナル取引を組み合わせた戦略(原油カバードコール戦略)と米ドル建の金先物への投資と金オプショナル取引を組み合わせた戦略(金カバードコール戦略)の投資成果の享受を目指します。 ・米ドル(対円レート)の為替変動とオプショナル取引を組み合わせたカバードコール戦略の投資成果の享受を目指します。 ・ブラジルリアル買い/米ドル売りの為替取引を行い、米ドルに対するブラジルリアルの為替差益と為替取引によるプレミアムを享受を目指します。 【資源ツインアルファ トルコリアルファンド】 ・米ドル建の原油先物取引への投資と原油オプショナル取引を組み合わせた戦略(原油カバードコール戦略)と米ドル建の金先物への投資と金オプショナル取引を組み合わせた戦略(金カバードコール戦略)の投資成果の享受を目指します。 ・米ドル(対円レート)の為替変動とオプショナル取引を組み合わせたカバードコール戦略の投資成果の享受を目指します。 ・トルコリアル買い/米ドル売りの為替取引を行い、米ドルに対するトルコリアルの為替差益と為替取引によるプレミアムの享受を目指します。 【資源ツインアルファ 米ドルファンド】 ・米ドル建の原油先物取引への投資と原油オプショナル取引を組み合わせた戦略(原油カバードコール戦略)と米ドル建の金先物への投資と金オプショナル取引を組み合わせた戦略(金カバードコール戦略)の投資成果の享受を目指します。 ・米ドル(対円レート)の為替変動とオプショナル取引を組み合わせたカバードコール戦略の投資成果の享受を目指します。
主な投資制限	①店頭オプション、上場オプション、CTFに原則として直接投資を行いません。 ②有価証券の空売りは行いません。 ③純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ④一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。 ⑤流動性にかける資産の組入れは15%以下とします。 ⑥運用会社ならびに、管理会社は、自己または投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等を行いません。
決算日	6月30日
分配方針	原則として、毎月分配を行います。
運用報酬等	純資産総額の年0.3775%程度、円計は以下の通りとします。 投資運用報酬：0.37%程度 受託報酬：年2,500米ドル 管理事務代行報酬：0.05% (純資産総額が1億米ドルを超えた場合は超過部分に対して0.035%)あるいは最低報酬額として年20,000米ドル 保管受託報酬：0.0075%あるいは最低報酬額として月250米ドル 名義書換代行報酬：月100米ドル 証券取引・オプション取引時に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。
受託会社	インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド
物理信託代行会社	ビー・エヌ・ピー・パブリック・セキュリティーズ・サービス*
保管銀行	ビー・エヌ・ピー・パブリック・セキュリティーズ・サービス*
投資運用会社	J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド
監査法人	グラント・ソントン

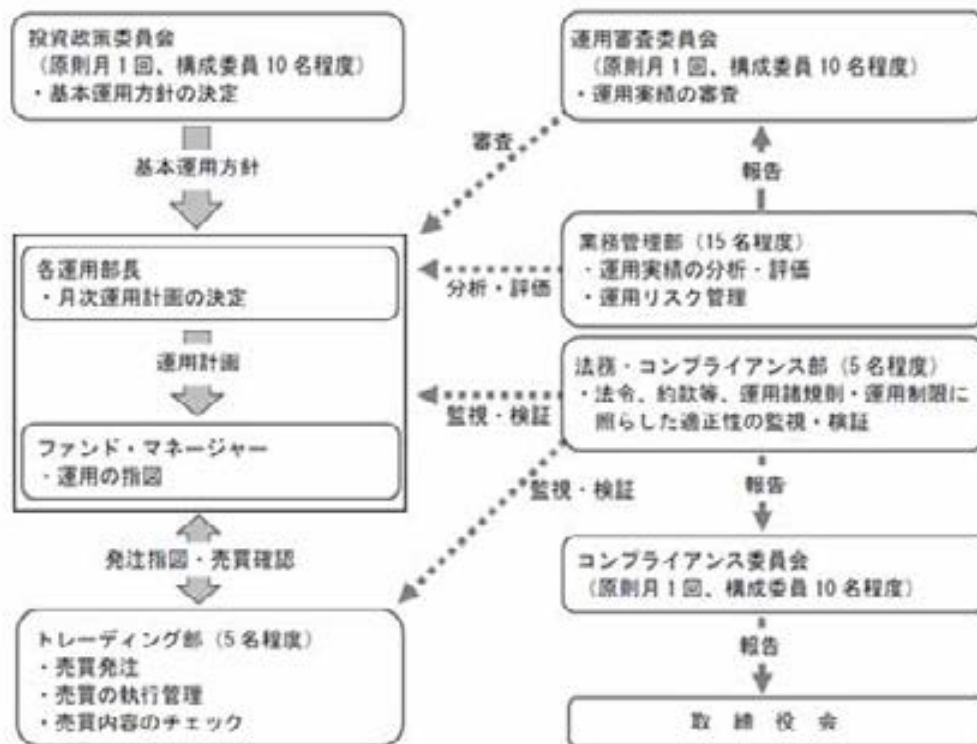
*シンガポール立店を通じて業務を行います。

ファンド名	T&Dマネープールマザーファンド
分類	親投資信託
設定日	2005年2月28日
運用基本方針	既定した収益の確保を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の国債および公社債ならびに短期金融商品
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	分配は行いません。
決算日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
委託会社	T&Dアセット・マネジメント株式会社

各紙類は、2019年12月末現在のものです。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は2020年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」は年12回、マネープールコースは年2回、毎決算時（「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」は原則として毎月25日、マネープールコースは原則として1月、7月の各25日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。ただし、基準価額水準等によっては売買益が中心となる場合があります。また、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

「マネープールコース」

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当て(換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 換金に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

「マネープールコース」

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、約款の範囲内で行います。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲で貸付けることの指図をすることができます。

b . 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c . 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金の支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b . 換金に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(参考) T & D マネープールマザーファンドの概要

(1) 投資方針

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保をめざします。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引等を行うことができます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

(1) 有価証券

(2) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)

(3) 金銭債権

(4) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 特別の法律により法人の発行する債券

(4) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

(5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。)

(6) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

(7) コマーシャル・ペーパー

(8) 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの

(9) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

(10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(11) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、(1)から(6)までの証券および(8)の証券のうち(1)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

(1) 預金

- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 投資制限

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」

価格変動リスク

原油先物や金先物の取引価格は、需給関係の変化、貿易動向、政治・経済動向、政策、技術発展、為替レート、金利の変動等さまざまな要因により変動し、価格が著しく不安定となる場合があります。

原油先物や金先物の価格が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。外国投資信託においては、実質的な組入資産（原油先物、金先物等）について原則として為替ヘッジを行いませんので、各ファンドでは、円に対する米ドルの影響を受けます。加えてブラジルリアルコースおよびトルコリラコースでは以下の為替変動の影響も受けます。

ブラジルリアルコース：「ブラジルリアル買い/米ドル売り」の為替取引を行っており、米ドルに対するブラジルリアルレートの影響も受けます。

トルコリラコース：「トルコリラ買い/米ドル売り」の為替取引を行っており、米ドルに対するトルコリラレートの影響も受けます。

カバードコール戦略に伴うリスク

外国投資信託においては、カバードコール戦略により、担保付スワップ取引を通じて実質的に原油先物、金先物および米ドル（対円レート）のコールオプションの売却を行います。売却した各コールオプションの価値は、売却後に原油先物、金先物の価格や米ドル（対円レート）の水準、変動率が上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被る可能性があります。

カバードコール戦略では、オプションプレミアムを受け取る一方、原油先物、金先物の価格および米ドル（対円レート）がコールオプションの権利行使価格を超えて上昇した場合には権利行使に伴う支払いが発生します。このため、各カバードコール戦略を行わずに原油先物や金先物および米ドル（対円レート）に投資した場合に比べ、投資成果が劣る可能性があります。

オプションプレミアムの水準は、コールオプションの売却を行う時点の原油先物や金先物の価格や米ドル（対円レート）の水準、変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、市場での需給関係等複数の要因により決まりますので、当初想定したオプションプレミアムの水準が確保できない可能性があります。

カバードコール戦略において、特定の権利行使期間で原油先物や金先物の価格および米ドル（対円レート）が下落した場合、カバードコール戦略を再構築しカバーした部分については、原油先物や金先物の値上がり益および米ドル（対円レート）の値上がり益は、再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後に当初の水準まで原油先物や金先物の価格および米ドル（対円レート）の水準が回復しても、ファンドの基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

スワップ取引に伴うリスク

投資対象である外国投資信託におけるスワップ取引では、取引の相手方から担保を受け取ることで信用リスクの低減を図りますが、相手方の倒産や契約不履行、スワップ価格の著しい下落等、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することはできず、また、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。投資対象の外国投資信託は、スワップ取引の相手方が現実に取引するオプション取引については、何らの権利も有しておりません。

流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

「マネープールコース」

価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

(3) リスクの管理体制

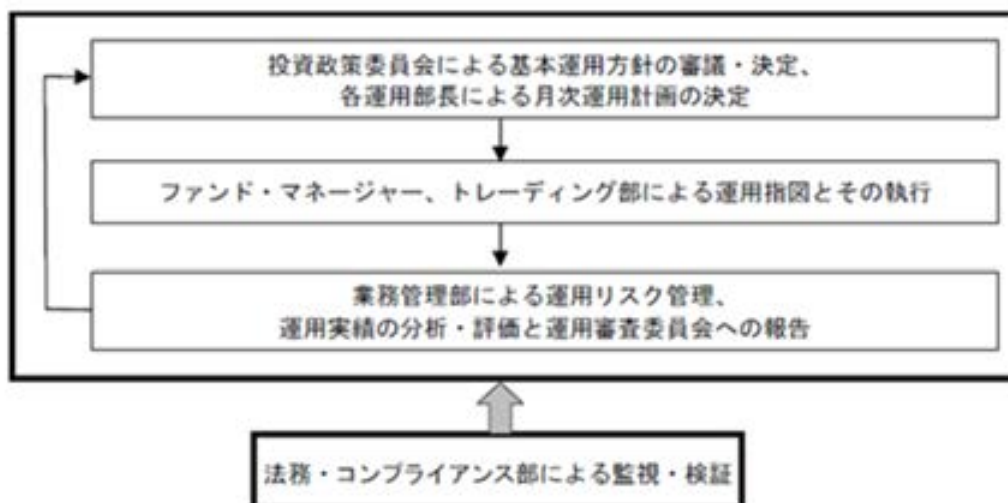
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっております。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



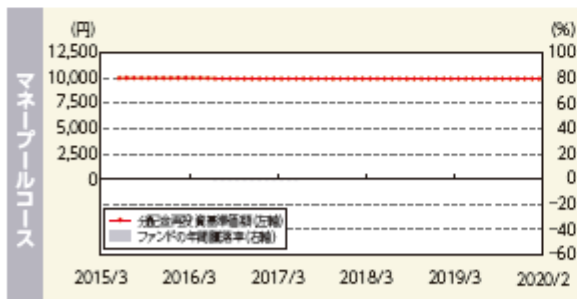
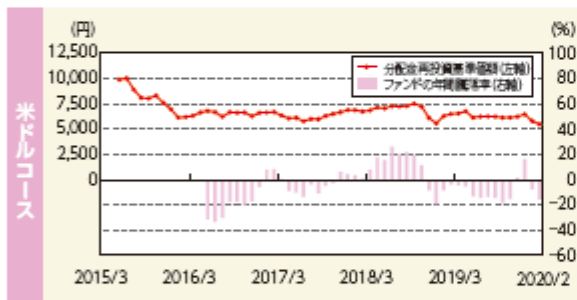
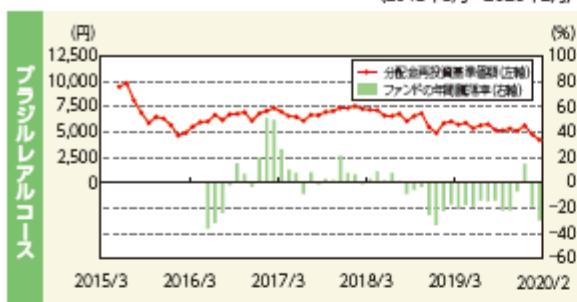
リスクの管理体制は2020年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 参考情報 >

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

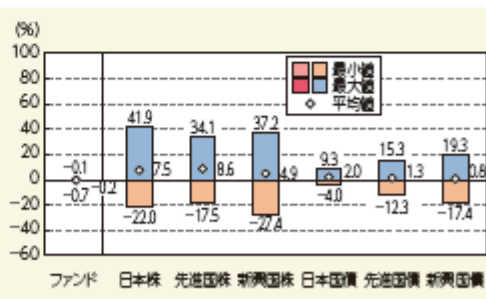
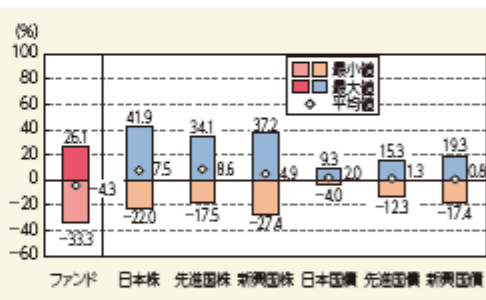
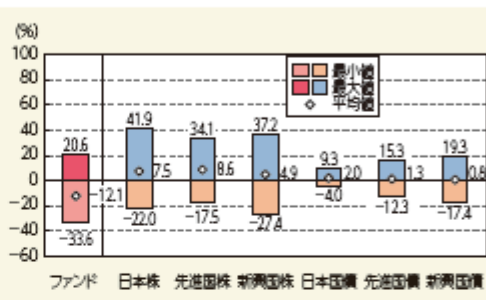
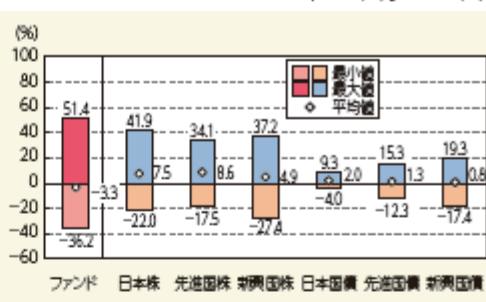
< ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 >

(2015年3月~2020年2月)



< ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 >

(2015年3月~2020年2月)



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*右のグラフは、2015年3月から2020年2月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*上記の騰落率は2020年2月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

*ファンドは2015年5月に設定されたため、ファンドの騰落率、分配金再投資基準価額は2015年5月末以降のデータをもとに表示しております。

○各資産クラスの指数

- 日本株 …… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株 …… MSCIコクサイ・インデックス (配当込み, 円ベース)
- 新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)
- 日本国債 …… NOMURA-BPI国債
- 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本, 円ベース)
- 新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの買値率の比較」に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックス (配当込み, 円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本, 円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本, 円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推薦、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

4.40% (税抜4.00%) を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。また、マネープールコースへのスイッチングには手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

マネープールコースの換金の際には、信託財産留保額はかかりません。

(3)【信託報酬等】

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.001% (税抜0.91%) を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率] (年率・税抜)

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.38%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他、投資対象とする外国投資信託の信託報酬等として、当該ファンドの純資産総額の年0.3775%程度を信託財産中から支弁します。したがって、ファンドの実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年1.3785% (税抜1.2875%) 程度となります。

「マネープールコース」

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の年0.605% (税抜0.55%) を上限として、金利水準によって変動します。

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌

日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率] (年率)

コールレート	0.4%未満	0.4%以上0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率	0.165% (税抜0.15%) 以内	0.330% (税抜0.30%)	0.605% (税抜0.55%)
配分 (税抜)	委託会社	0.065% 以内	0.13%
	販売会社	0.07% 以内	0.14%
	受託会社	0.015% 以内	0.03%

[運用管理費用(信託報酬)の対価の内容]

委託会社：委託した資金の運用等の対価

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用(税込)は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%) の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

換金時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%) の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源

泉徴収選択口座)を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率により源泉徴収が行われます(地方税の源泉徴収はありません。)

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いについては、2020年2月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【資源ツイン ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2020年2月28日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	488	97.73
親投資信託受益証券	日本	5	1.00
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	6	1.27
合計（純資産総額）	-	499	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2020年2月28日現在）

	国/ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	資源ツインアルファ ブラ ジルリアルファンド	923,499	593.50 548,096,656	527.95 487,561,297	97.73
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	4,910,145	1.0156 4,986,743	1.0156 4,986,743	1.00

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。
親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b．投資有価証券の種類別比率

（2020年2月28日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.73
親投資信託受益証券	1.00
合計	98.73

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2020年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び各特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 特定期間 (2015年7月27日現在)	1,563	1,715	0.7419	0.8219
第2期 特定期間 (2016年1月25日現在)	1,843	2,551	0.2874	0.4524
第3期 特定期間 (2016年7月25日現在)	2,978	3,868	0.2905	0.3905
第4期 特定期間 (2017年1月25日現在)	6,004	7,582	0.2225	0.3125
第5期 特定期間 (2017年7月25日現在)	4,546	5,964	0.1687	0.2087
第6期 特定期間 (2018年1月25日現在)	3,126	3,626	0.1692	0.1932
第7期 特定期間 (2018年7月25日現在)	2,103	2,466	0.1295	0.1505
第8期 特定期間 (2019年1月25日現在)	1,125	1,193	0.1048	0.1108
第9期 特定期間 (2019年7月25日現在)	848	904	0.0993	0.1053
第10期 特定期間 (2020年1月27日現在)	612	648	0.0849	0.0894
2019年2月末日	1,170	-	0.1104	-
2019年3月末日	1,039	-	0.1037	-
2019年4月末日	921	-	0.1060	-
2019年5月末日	826	-	0.0955	-
2019年6月末日	852	-	0.0993	-
2019年7月末日	856	-	0.1006	-
2019年8月末日	759	-	0.0897	-
2019年9月末日	731	-	0.0875	-
2019年10月末日	729	-	0.0900	-
2019年11月末日	681	-	0.0857	-
2019年12月末日	694	-	0.0936	-
2020年1月末日	574	-	0.0790	-
2020年2月末日	499	-	0.0695	-

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 特定期間（2015年5月8日～2015年7月27日）	0.0800
第2期 特定期間（2015年7月28日～2016年1月25日）	0.1650
第3期 特定期間（2016年1月26日～2016年7月25日）	0.1000
第4期 特定期間（2016年7月26日～2017年1月25日）	0.0900
第5期 特定期間（2017年1月26日～2017年7月25日）	0.0400
第6期 特定期間（2017年7月26日～2018年1月25日）	0.0240
第7期 特定期間（2018年1月26日～2018年7月25日）	0.0210
第8期 特定期間（2018年7月26日～2019年1月25日）	0.0060
第9期 特定期間（2019年1月26日～2019年7月25日）	0.0060
第10期 特定期間（2019年7月26日～2020年1月27日）	0.0045

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 特定期間（2015年5月8日～2015年7月27日）	17.81
第2期 特定期間（2015年7月28日～2016年1月25日）	39.02
第3期 特定期間（2016年1月26日～2016年7月25日）	35.87
第4期 特定期間（2016年7月26日～2017年1月25日）	7.57
第5期 特定期間（2017年1月26日～2017年7月25日）	6.20
第6期 特定期間（2017年7月26日～2018年1月25日）	14.52
第7期 特定期間（2018年1月26日～2018年7月25日）	11.05
第8期 特定期間（2018年7月26日～2019年1月25日）	14.44
第9期 特定期間（2019年1月26日～2019年7月25日）	0.48
第10期 特定期間（2019年7月26日～2020年1月27日）	9.97

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期特定期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 特定期間（2015年5月8日～2015年7月27日）	2,124,003,529	17,211,126
第2期 特定期間（2015年7月28日～2016年1月25日）	5,704,337,721	1,397,586,387
第3期 特定期間（2016年1月26日～2016年7月25日）	7,951,906,634	4,115,091,016
第4期 特定期間（2016年7月26日～2017年1月25日）	20,803,226,056	4,066,226,529
第5期 特定期間（2017年1月26日～2017年7月25日）	25,224,570,964	25,264,424,166
第6期 特定期間（2017年7月26日～2018年1月25日）	1,736,112,859	10,212,912,360
第7期 特定期間（2018年1月26日～2018年7月25日）	1,470,386,771	3,706,128,643
第8期 特定期間（2018年7月26日～2019年1月25日）	619,412,301	6,124,409,559
第9期 特定期間（2019年1月26日～2019年7月25日）	232,799,198	2,419,650,665
第10期 特定期間（2019年7月26日～2020年1月27日）	221,529,104	1,563,385,806

（注）1 第1期特定期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【資源ツイン ファンド（通貨選択型）トルコリラコース】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2020年2月28日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	186	96.65
親投資信託受益証券	日本	1	0.47
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	6	2.88
合計（純資産総額）	-	193	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

（2020年2月28日現在）

	国/ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （%）
1	ケイマ ン諸島	投資信託 受益証券	資源ツインアルファ トルコリラファンド	330,911	618.51 204,671,762	562.74 186,216,856	96.65
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	883,826	1.0156 897,613	1.0156 897,613	0.47

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。
親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b. 投資有価証券の種類別比率

（2020年2月28日現在）

種 類	投 資 比 率（%）
投資信託受益証券	96.65
親投資信託受益証券	0.47
合計	97.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2020年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び各特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 特定期間 (2015年7月27日現在)	420	459	0.8100	0.8900
第2期 特定期間 (2016年1月25日現在)	249	348	0.3920	0.5570
第3期 特定期間 (2016年7月25日現在)	420	547	0.2955	0.4255
第4期 特定期間 (2017年1月25日現在)	1,241	1,473	0.1691	0.2521
第5期 特定期間 (2017年7月25日現在)	762	948	0.1392	0.1692
第6期 特定期間 (2018年1月25日現在)	648	734	0.1457	0.1637
第7期 特定期間 (2018年7月25日現在)	432	498	0.1052	0.1207
第8期 特定期間 (2019年1月25日現在)	286	297	0.0898	0.0928
第9期 特定期間 (2019年7月25日現在)	260	269	0.0873	0.0903
第10期 特定期間 (2020年1月27日現在)	223	232	0.0849	0.0879
2019年2月末日	300	-	0.0950	-
2019年3月末日	275	-	0.0899	-
2019年4月末日	269	-	0.0900	-
2019年5月末日	250	-	0.0835	-
2019年6月末日	262	-	0.0876	-
2019年7月末日	273	-	0.0918	-
2019年8月末日	260	-	0.0881	-
2019年9月末日	262	-	0.0897	-
2019年10月末日	257	-	0.0890	-
2019年11月末日	254	-	0.0898	-
2019年12月末日	245	-	0.0902	-
2020年1月末日	211	-	0.0802	-
2020年2月末日	193	-	0.0734	-

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期 特定期間(2015年5月8日~2015年7月27日)	0.0800
第2期 特定期間(2015年7月28日~2016年1月25日)	0.1650
第3期 特定期間(2016年1月26日~2016年7月25日)	0.1300
第4期 特定期間(2016年7月26日~2017年1月25日)	0.0830
第5期 特定期間(2017年1月26日~2017年7月25日)	0.0300
第6期 特定期間(2017年7月26日~2018年1月25日)	0.0180
第7期 特定期間(2018年1月26日~2018年7月25日)	0.0155
第8期 特定期間(2018年7月26日~2019年1月25日)	0.0030
第9期 特定期間(2019年1月26日~2019年7月25日)	0.0030
第10期 特定期間(2019年7月26日~2020年1月27日)	0.0030

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 特定期間(2015年5月8日~2015年7月27日)	11.00
第2期 特定期間(2015年7月28日~2016年1月25日)	31.23
第3期 特定期間(2016年1月26日~2016年7月25日)	8.55
第4期 特定期間(2016年7月26日~2017年1月25日)	14.69
第5期 特定期間(2017年1月26日~2017年7月25日)	0.06
第6期 特定期間(2017年7月26日~2018年1月25日)	17.60
第7期 特定期間(2018年1月26日~2018年7月25日)	17.16
第8期 特定期間(2018年7月26日~2019年1月25日)	11.79
第9期 特定期間(2019年1月26日~2019年7月25日)	0.56
第10期 特定期間(2019年7月26日~2020年1月27日)	0.69

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期特定期間においては、前期末基準価額(1万口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 特定期間(2015年5月8日～2015年7月27日)	528,665,277	9,956,400
第2期 特定期間(2015年7月28日～2016年1月25日)	215,896,344	100,601,013
第3期 特定期間(2016年1月26日～2016年7月25日)	1,431,744,526	645,325,171
第4期 特定期間(2016年7月26日～2017年1月25日)	6,890,625,789	969,952,568
第5期 特定期間(2017年1月26日～2017年7月25日)	2,510,116,783	4,379,598,848
第6期 特定期間(2017年7月26日～2018年1月25日)	725,065,124	1,746,789,596
第7期 特定期間(2018年1月26日～2018年7月25日)	533,051,884	871,828,885
第8期 特定期間(2018年7月26日～2019年1月25日)	297,054,492	1,219,926,681
第9期 特定期間(2019年1月26日～2019年7月25日)	87,653,119	302,175,060
第10期 特定期間(2019年7月26日～2020年1月27日)	52,906,400	399,733,331

(注) 1 第1期特定期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【資源ツイン ファンド（通貨選択型）米ドルコース】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2020年2月28日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	592	97.56
親投資信託受益証券	日本	6	1.07
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	9	1.37
合計（純資産総額）	-	607	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2020年2月28日現在）

	国/ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	資源ツインアルファ 米ドルファンド	689,289	937.21 646,008,543	858.75 591,926,928	97.56
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	6,383,188	1.0156 6,482,765	1.0156 6,482,765	1.07

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。
親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b．投資有価証券の種類別比率

（2020年2月28日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.56
親投資信託受益証券	1.07
合計	98.63

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2020年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び各特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 特定期間 (2015年7月27日現在)	5,524	5,985	0.8038	0.8838
第2期 特定期間 (2016年1月25日現在)	5,700	7,508	0.4206	0.5856
第3期 特定期間 (2016年7月25日現在)	8,868	11,348	0.3173	0.4473
第4期 特定期間 (2017年1月25日現在)	8,732	11,733	0.2291	0.3191
第5期 特定期間 (2017年7月25日現在)	3,904	5,240	0.1698	0.2078
第6期 特定期間 (2018年1月25日現在)	2,760	3,079	0.1817	0.1997
第7期 特定期間 (2018年7月25日現在)	2,185	2,413	0.1701	0.1866
第8期 特定期間 (2019年1月25日現在)	1,176	1,261	0.1392	0.1482
第9期 特定期間 (2019年7月25日現在)	905	973	0.1288	0.1378
第10期 特定期間 (2020年1月27日現在)	690	747	0.1190	0.1280
2019年2月末日	1,180	-	0.1442	-
2019年3月末日	1,136	-	0.1440	-
2019年4月末日	1,125	-	0.1470	-
2019年5月末日	987	-	0.1321	-
2019年6月末日	954	-	0.1327	-
2019年7月末日	920	-	0.1315	-
2019年8月末日	880	-	0.1295	-
2019年9月末日	837	-	0.1259	-
2019年10月末日	806	-	0.1245	-
2019年11月末日	786	-	0.1249	-
2019年12月末日	780	-	0.1282	-
2020年1月末日	657	-	0.1135	-
2020年2月末日	607	-	0.1061	-

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期 特定期間(2015年5月8日～2015年7月27日)	0.0800
第2期 特定期間(2015年7月28日～2016年1月25日)	0.1650
第3期 特定期間(2016年1月26日～2016年7月25日)	0.1300
第4期 特定期間(2016年7月26日～2017年1月25日)	0.0900
第5期 特定期間(2017年1月26日～2017年7月25日)	0.0380
第6期 特定期間(2017年7月26日～2018年1月25日)	0.0180
第7期 特定期間(2018年1月26日～2018年7月25日)	0.0165
第8期 特定期間(2018年7月26日～2019年1月25日)	0.0090
第9期 特定期間(2019年1月26日～2019年7月25日)	0.0090
第10期 特定期間(2019年7月26日～2020年1月27日)	0.0090

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 特定期間(2015年5月8日～2015年7月27日)	11.62
第2期 特定期間(2015年7月28日～2016年1月25日)	27.15
第3期 特定期間(2016年1月26日～2016年7月25日)	6.35
第4期 特定期間(2016年7月26日～2017年1月25日)	0.57
第5期 特定期間(2017年1月26日～2017年7月25日)	9.30
第6期 特定期間(2017年7月26日～2018年1月25日)	17.61
第7期 特定期間(2018年1月26日～2018年7月25日)	2.70
第8期 特定期間(2018年7月26日～2019年1月25日)	12.87
第9期 特定期間(2019年1月26日～2019年7月25日)	1.01
第10期 特定期間(2019年7月26日～2020年1月27日)	0.62

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配前の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期特定期間においては、前期末基準価額(1万口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 特定期間(2015年5月8日～2015年7月27日)	6,913,034,658	39,721,746
第2期 特定期間(2015年7月28日～2016年1月25日)	9,487,321,254	2,807,975,555
第3期 特定期間(2016年1月26日～2016年7月25日)	21,038,665,123	6,641,669,471
第4期 特定期間(2016年7月26日～2017年1月25日)	16,543,110,394	6,385,858,058
第5期 特定期間(2017年1月26日～2017年7月25日)	8,423,311,650	23,536,829,381
第6期 特定期間(2017年7月26日～2018年1月25日)	565,582,851	8,371,259,242
第7期 特定期間(2018年1月26日～2018年7月25日)	582,955,482	2,923,167,538
第8期 特定期間(2018年7月26日～2019年1月25日)	174,120,914	4,574,322,798
第9期 特定期間(2019年1月26日～2019年7月25日)	124,853,555	1,545,605,467
第10期 特定期間(2019年7月26日～2020年1月27日)	146,327,663	1,379,045,440

(注) 1 第1期特定期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【資源ツイン ファンド（通貨選択型）マネープールコース】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2020年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（千円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	89	89.35
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	10	10.65
合計（純資産総額）	-	99	100.00

（注）1 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

2 当ファンドの時価合計は千円単位で記載しております。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2020年2月28日現在）

国/ 地域	種 類	銘 柄 名	数量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
1 日本	投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	87,270	1.0157 88,640	1.0156 88,631	89.35

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

（2020年2月28日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	89.35
合計	89.35

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2020年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:千円)	純資産総額 (分配付) (単位:千円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 計算期間 (2015年7月27日現在)	100	100	1.0001	1.0001
第2期 計算期間 (2016年1月25日現在)	100	100	1.0002	1.0002
第3期 計算期間 (2016年7月25日現在)	99	99	0.9942	0.9942
第4期 計算期間 (2017年1月25日現在)	99	99	0.9938	0.9938
第5期 計算期間 (2017年7月25日現在)	108	108	0.9936	0.9936
第6期 計算期間 (2018年1月25日現在)	108	108	0.9932	0.9932
第7期 計算期間 (2018年7月25日現在)	121	121	0.9930	0.9930
第8期 計算期間 (2019年1月25日現在)	166	166	0.9927	0.9927
2019年2月末日	166	-	0.9926	-
2019年3月末日	166	-	0.9926	-
2019年4月末日	166	-	0.9925	-
2019年5月末日	166	-	0.9924	-
2019年6月末日	166	-	0.9924	-
第9期 計算期間 (2019年7月25日現在)	99	99	0.9923	0.9923
2019年7月末日	99	-	0.9923	-
2019年8月末日	99	-	0.9923	-
2019年9月末日	99	-	0.9922	-
2019年10月末日	99	-	0.9922	-
2019年11月末日	99	-	0.9921	-
2019年12月末日	99	-	0.9920	-
第10期 計算期間 (2020年1月27日現在)	99	99	0.9920	0.9920
2020年1月末日	99	-	0.9920	-
2020年2月末日	99	-	0.9919	-

(注) 当ファンドの各月末及び各計算期間末日の純資産総額は千円単位で記載しております。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(2015年7月27日)	0.0000
第2期 計算期間(2016年1月25日)	0.0000
第3期 計算期間(2016年7月25日)	0.0000
第4期 計算期間(2017年1月25日)	0.0000
第5期 計算期間(2017年7月25日)	0.0000
第6期 計算期間(2018年1月25日)	0.0000
第7期 計算期間(2018年7月25日)	0.0000
第8期 計算期間(2019年1月25日)	0.0000
第9期 計算期間(2019年7月25日)	0.0000
第10期 計算期間(2020年1月27日)	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 計算期間(2015年5月8日 ~ 2015年7月27日)	0.01
第2期 計算期間(2015年7月28日 ~ 2016年1月25日)	0.01
第3期 計算期間(2016年1月26日 ~ 2016年7月25日)	0.60
第4期 計算期間(2016年7月26日 ~ 2017年1月25日)	0.04
第5期 計算期間(2017年1月26日 ~ 2017年7月25日)	0.02
第6期 計算期間(2017年7月26日 ~ 2018年1月25日)	0.04
第7期 計算期間(2018年1月26日 ~ 2018年7月25日)	0.02
第8期 計算期間(2018年7月26日 ~ 2019年1月25日)	0.03
第9期 計算期間(2019年1月26日 ~ 2019年7月25日)	0.04
第10期 計算期間(2019年7月26日 ~ 2020年1月27日)	0.03

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配前の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1万円当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(2015年5月8日 ~ 2015年7月27日)	100,000	-
第2期 計算期間(2015年7月28日 ~ 2016年1月25日)	24,960,619	24,960,619
第3期 計算期間(2016年1月26日 ~ 2016年7月25日)	61,790,925	61,790,925
第4期 計算期間(2016年7月26日 ~ 2017年1月25日)	-	-
第5期 計算期間(2017年1月26日 ~ 2017年7月25日)	484,224	475,723
第6期 計算期間(2017年7月26日 ~ 2018年1月25日)	-	-
第7期 計算期間(2018年1月26日 ~ 2018年7月25日)	21,428	8,501
第8期 計算期間(2018年7月26日 ~ 2019年1月25日)	762,593	716,893
第9期 計算期間(2019年1月26日 ~ 2019年7月25日)	-	67,128
第10期 計算期間(2019年7月26日 ~ 2020年1月27日)	-	-

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考) T & D マネープールマザーファンドの状況

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2020年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産 (負債差引後)	日本	764	100.00
合計(純資産総額)	-	764	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

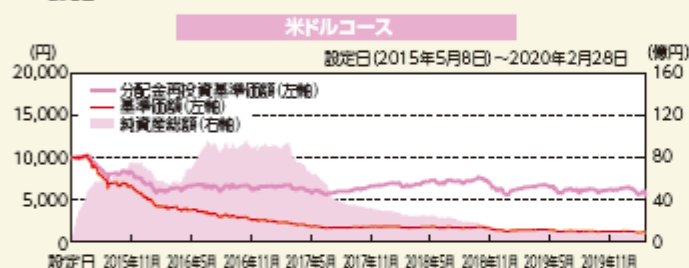
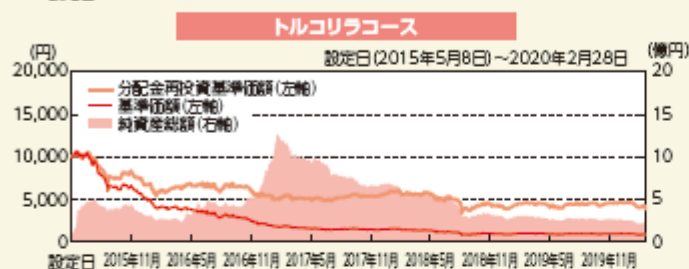
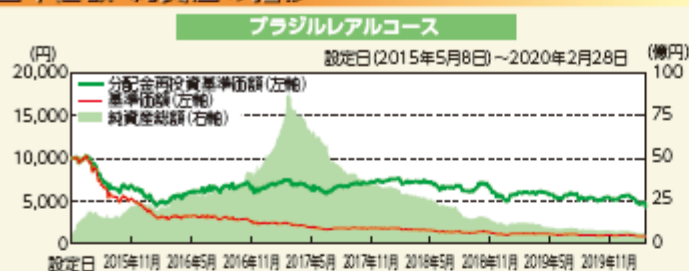
投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配金の推移(1万口当たり、税引前)

ブラジルリアルコース	
2020年2月	5円
2020年1月	5円
2019年12月	5円
2019年11月	5円
2019年10月	10円
直近1年間累計	100円
設定来累計	5,370円

トルコリラコース	
2020年2月	5円
2020年1月	5円
2019年12月	5円
2019年11月	5円
2019年10月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	5,310円

米ドルコース	
2020年2月	15円
2020年1月	15円
2019年12月	15円
2019年11月	15円
2019年10月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	5,660円

マネーブルコース	
2020年1月	0円
2019年7月	0円
2019年1月	0円
2018年7月	0円
2018年1月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

◆投資比率

ブラジルリアルコース	
資源ツインアルファ ブラジルリアルファンド	97.7%
T&Dマネーブルマザーファンド	1.0%
現金・預金等	1.3%
合計	100.0%

米ドルコース	
資源ツインアルファ 米ドルファンド	97.6%
T&Dマネーブルマザーファンド	1.1%
現金・預金等	1.4%
合計	100.0%

トルコリラコース	
資源ツインアルファトルコリラファンド	96.6%
T&Dマネーブルマザーファンド	0.5%
現金・預金等	2.9%
合計	100.0%

マネーブルコース	
T&Dマネーブルマザーファンド	89.4%
現金・預金等	10.6%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

主要な資産の状況

資源ツインアルファ ブラジルリアルファンドの運用状況 2020年2月末現在

◆ファンドの概要

種類	比率
米国国債	110.0%
現金・預金等	-10.0%

*担保付スワップ契約は投資元本を必要としない仕組みのため、主として米国国債を組入れています。

◆組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 2)	年利率	償還年月日	比率
US TREASURY BILL	-	2020/5/28	57.4%
US TREASURY BILL	-	2020/4/23	52.6%

◆オプション取引

	資源カバードコール戦略		通貨 カバードコール戦略
	原油カバードコール戦略 組入比率: 75.0%	金カバードコール戦略 組入比率: 25.0%	
カバー率	50.0%	50.0%	100.0%
行使水準	98.7%	100.7%	100.0%
プレミアム(年率)	20.1%	2.2%	5.9%

◆為替取引

	ブラジルリアル買い/米ドル売り
プレミアム(年率)	1.8%

資源ツインアルファ トルコリラファンドの運用状況 2020年2月末現在

◆ファンドの概要

種類	比率
米国国債	109.0%
現金・預金等	-9.0%

*担保付スワップ契約は投資元本を必要としない仕組みのため、主として米国国債を組入れています。

◆組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 2)	年利率	償還年月日	比率
US TREASURY BILL	-	2020/5/28	62.6%
US TREASURY BILL	-	2020/4/23	46.4%

2020年2月末現在

◆オプション取引

	資源カバードコール戦略		通貨 カバードコール戦略
	原油カバードコール戦略 組入比率: 75.0%	金カバードコール戦略 組入比率: 25.0%	
カバー率	50.0%	50.0%	100.0%
行使水準	98.7%	100.7%	100.0%
プレミアム(年率)	20.1%	2.2%	5.9%

◆為替取引

	トルコリラ買い/米ドル売り
プレミアム(年率)	11.4%

資源ツインアルファ 米ドルファンドの運用状況 2020年2月末現在

◆ファンドの概要

種類	比率
米国国債	105.0%
現金・預金等	-5.0%

*担保付スワップ契約は投資元本を必要としない仕組みのため、主として米国国債を組入れています。

◆組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 2)	年利率	償還年月日	比率
US TREASURY BILL	-	2020/5/28	58.3%
US TREASURY BILL	-	2020/4/23	46.7%

2020年2月末現在

◆オプション取引

	資源カバードコール戦略		通貨 カバードコール戦略
	原油カバードコール戦略 組入比率: 75.0%	金カバードコール戦略 組入比率: 25.0%	
カバー率	50.0%	50.0%	100.0%
行使水準	98.7%	100.7%	100.0%
プレミアム(年率)	20.1%	2.2%	5.9%

※ファンドの概要、組入上位銘柄の比率は、投資対象ファンドの純資産総額に対する評価額の割合です。

※オプション取引の行使水準は、基準日以前で直近に行った取引の行使水準です。

※オプション取引の行使期間は、原則として概ね1ヵ月です(変更する場合があります)。

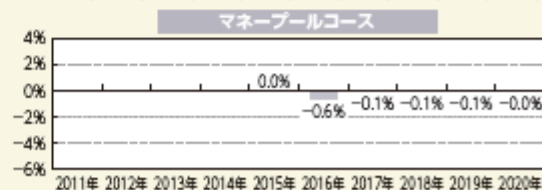
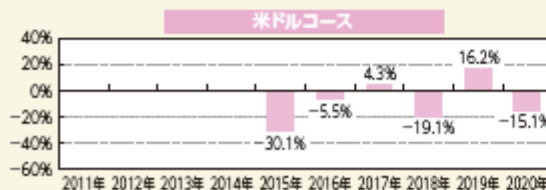
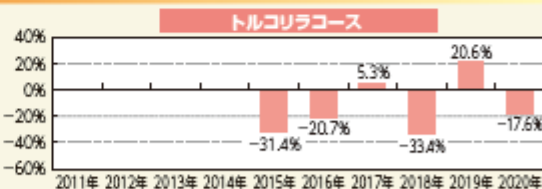
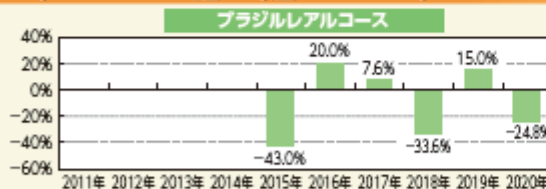
※オプション取引のプレミアム(年率)は、純資産に対する年率調整後のオプションのプレミアム収入です。

※為替取引のプレミアム(年率)は、基準日時点の各通貨のスポットレートとフォワードレートから計算される数値です。

■投資対象ファンドの運用状況は、ビー・エヌ・ピー・リサーチ・セキュリティーズ・サービスおよびJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドより入手したデータをもとに作成しています。また、資源ツインαファンド(通貨選択型)の基準価額への反映を考慮して、1営業日目のデータを使用しています。

■投資対象ファンドでは、直接、原油先物、金先物への投資やオプション取引を行わず、J.P.モルガン・チェアスマン・バンクN.A.*ロンドン支店、もしくはJ.P.モルガンに属する金融機関を相手方とする担保付スワップ取引を活用して、各カバードコール戦略と為替取引の損益の合計に連動する投資成果の享受を目指します。
*J.P.モルガン・チェアスマン・バンクN.A.は米国において、個人向け金融サービスと商業銀行業務を主に営んでいます。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2015年は設定日(5月8日)から年末まで、2020年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。

購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、継続申込期間において、下記のいずれかに該当する日には、購入およびスイッチングの申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

< 申込不可日「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」 >

- ・ニューヨーク・マーカンタイル取引所の休業日
- ・ニューヨーク商品取引所の休業日
- ・ニューヨーク、ロンドン、サンパウロ、香港、シンガポールの各銀行の休業日
- ・香港、シンガポールの各銀行の休業日の前営業日

購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込およびスイッチングの受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

マネープールコースの購入申込は、スイッチングによる場合に限りです。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」の換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

マネープールコースの換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が申込不可日であるときは、この計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。）に、換金申込を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファンドの主な投資対象

- ・外国投資信託：原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンド：原則として基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・公社債等：a. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
c. 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価をすることができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、2021年7月26日までですが、後述「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

(4)【計算期間】

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」

ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までです。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

「マネープールコース」

ファンドの計算期間は、毎年1月26日から7月25日まで、7月26日から翌年1月25日までです。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

(1) 「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」

委託会社は、信託期間中において、この信託契約の換金申込により各ファンドの受益権の総口数が10億口を下回る事となったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

「マネープールコース」

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 委託会社は、この投資信託が下記に該当する場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合

「マネープールコース」

「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」「米ドルコース」の各ファンドがすべてその信託を終了させることとなる場合

(3) 委託会社は、(1)の事項について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(4) (3)の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(5) (3)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(6) (3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. aからfの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない

事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

1月および7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金 (解約) 請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、前述「 2 換金 (解約) 手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

資源ツイン ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース
資源ツイン ファンド（通貨選択型）トルコリラコース
資源ツイン ファンド（通貨選択型）米ドルコース

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成していません。
3. 当ファンドは、第10期特定期間（2019年7月26日から2020年1月27日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年3月25日


T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

羽柴則夫 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤雅人 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている資源ツインαファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの2019年7月26日から2020年1月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、資源ツインαファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの2020年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

資源ツイン ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 特定期間 (2019年7月25日現在)	第10期 特定期間 (2020年1月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,434,890	15,110,673
投資信託受益証券	826,654,746	598,519,701
親投資信託受益証券	4,988,707	4,987,234
流動資産合計	858,078,343	618,617,608
資産合計	858,078,343	618,617,608
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,543,115	3,600,629
未払解約金	503,351	2,846,392
未払受託者報酬	22,849	19,751
未払委託者報酬	670,213	579,371
未払利息	55	27
その他未払費用	10,651	9,207
流動負債合計	9,750,234	7,055,377
負債合計	9,750,234	7,055,377
純資産の部		
元本等		
元本	8,543,115,582	7,201,258,880
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,694,787,473	6,589,696,649
(分配準備積立金)	6,747,014	1,576,746
元本等合計	848,328,109	611,562,231
純資産合計	848,328,109	611,562,231
負債純資産合計	858,078,343	618,617,608

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 特定期間 (自 2019年1月26日 至 2019年7月25日)	第10期 特定期間 (自 2019年7月26日 至 2020年1月27日)
営業収益		
受取配当金	47,437,765	34,359,720
有価証券売買等損益	29,095,538	112,058,627
営業収益合計	18,342,227	77,698,907
営業費用		
支払利息	11,089	6,283
受託者報酬	157,825	120,455
委託者報酬	4,629,483	3,533,437
その他費用	74,126	56,231
営業費用合計	4,872,523	3,716,406
営業利益	13,469,704	81,415,313
経常利益	13,469,704	81,415,313
当期純利益	13,469,704	81,415,313
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	4,592,651	81,713
期首剰余金又は期首欠損金 ()	9,604,966,673	7,694,787,473
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,165,556,616	1,424,238,216
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,165,556,616	1,424,238,216
剰余金減少額又は欠損金増加額	208,810,172	201,577,434
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	208,810,172	201,577,434
分配金	55,444,297	36,236,358
期末剰余金又は期末欠損金 ()	7,694,787,473	6,589,696,649

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、2019年7月26日から2020年1月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 特定期間 (2019年7月25日現在)	第10期 特定期間 (2020年1月27日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数 8,543,115,582 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 7,201,258,880 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,694,787,473 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,589,696,649 円
3 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.0993 円 (1万口当たり純資産額 993 円)	3 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.0849 円 (1万口当たり純資産額 849 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	期 別 第 9 期 特定期間 (自 2019 年 1 月 26 日 至 2019 年 7 月 25 日)	第 10 期 特定期間 (自 2019 年 7 月 26 日 至 2020 年 1 月 27 日)
分配金の計算過程	<p>2019 年 1 月 26 日から 2019 年 2 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 1,050,628,214 円(1 万口当たり 991 円)のうち、10,599,129 円(1 万口当たり 10 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 2 月 26 日から 2019 年 3 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 1,027,138,151 円(1 万口当たり 986 円)のうち、10,407,438 円(1 万口当たり 10 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 3 月 26 日から 2019 年 4 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 853,163,584 円(1 万口当たり 983 円)のうち、8,673,483 円(1 万口当たり 10 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 4 月 26 日から 2019 年 5 月 27 日までの計算期間末における分配対象金額 852,480,722 円(1 万口当たり 985 円)のうち、8,650,741 円(1 万口当たり 10 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 5 月 28 日から 2019 年 6 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 844,609,559 円(1 万口当たり 985 円)のうち、8,570,391 円(1 万口当たり 10 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 6 月 26 日から 2019 年 7 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 840,608,049 円(1 万口当たり 983 円)のうち、8,543,115 円(1 万口当たり 10 円)を分配金額としております。</p>	<p>2019 年 7 月 26 日から 2019 年 8 月 26 日までの計算期間末における分配対象金額 829,427,311 円(1 万口当たり 982 円)のうち、8,443,912 円(1 万口当たり 10 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 8 月 27 日から 2019 年 9 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 821,982,945 円(1 万口当たり 979 円)のうち、8,393,775 円(1 万口当たり 10 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 9 月 26 日から 2019 年 10 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 794,198,084 円(1 万口当たり 979 円)のうち、8,108,698 円(1 万口当たり 10 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 10 月 26 日から 2019 年 11 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 777,048,562 円(1 万口当たり 973 円)のうち、3,989,469 円(1 万口当たり 5 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 11 月 26 日から 2019 年 12 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 720,776,820 円(1 万口当たり 974 円)のうち、3,699,875 円(1 万口当たり 5 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 12 月 26 日から 2020 年 1 月 27 日までの計算期間末における分配対象金額 700,959,380 円(1 万口当たり 973 円)のうち、3,600,629 円(1 万口当たり 5 円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)
 金融商品の状況に関する事項

	第9期 特定期間 (自 2019年1月26日 至 2019年7月25日)	第10期 特定期間 (自 2019年7月26日 至 2020年1月27日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第9期 特定期間 (2019年7月25日現在)	第10期 特定期間 (2020年1月27日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 特定期間 (自2019年1月26日 至2019年7月25日)	第10期 特定期間 (自2019年7月26日 至2020年1月27日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期別	第9期 特定期間 (自2019年1月26日 至2019年7月25日)	第10期 特定期間 (自2019年7月26日 至2020年1月27日)
期首元本額	10,729,967,049 円	8,543,115,582 円
期中追加設定元本額	232,799,198 円	221,529,104 円
期中一部解約元本額	2,419,650,665 円	1,563,385,806 円

2 有価証券関係
 売買目的有価証券

第9期 特定期間（自 2019年1月26日 至 2019年7月25日）

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,670,366 円
親投資信託受益証券	491 円
合計	4,669,875 円

第10期 特定期間（自 2019年7月26日 至 2020年1月27日）

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	48,769,983 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	48,769,983 円

3 デリバティブ取引関係

第9期 特定期間（自 2019年1月26日 至 2019年7月25日）

該当事項はありません。

第10期 特定期間（自 2019年7月26日 至 2020年1月27日）

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(2020年1月27日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	資源ツインアルファ プ ラジルリアルファンド	923,499	598,519,701	
合計		923,499	598,519,701	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2020年1月27日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	T & D マネープールマザ ーファンド	4,910,145	4,987,234	
合計		4,910,145	4,987,234	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月25日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

羽柴則央



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤雅人



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている資源ツインαファンド(通貨選択型)トルコリラコースの2019年7月26日から2020年1月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、資源ツインαファンド(通貨選択型)トルコリラコースの2020年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【資源ツイン ファンド（通貨選択型）トルコリラコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 特定期間 (2019年7月25日現在)	第10期 特定期間 (2020年1月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,175,156	5,464,379
投資信託受益証券	251,286,530	216,101,428
親投資信託受益証券	897,967	897,702
未収入金	-	5,415,091
流動資産合計	261,359,653	227,878,600
資産合計	261,359,653	227,878,600
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,486,859	1,313,446
未払解約金	259	3,329,859
未払受託者報酬	7,020	7,147
未払委託者報酬	205,891	209,635
未払利息	19	10
その他未払費用	3,267	3,327
流動負債合計	1,703,315	4,863,424
負債合計	1,703,315	4,863,424
純資産の部		
元本等		
元本	2,973,719,116	2,626,892,185
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,714,062,778	2,403,877,009
（分配準備積立金）	4,143,771	1,011,465
元本等合計	259,656,338	223,015,176
純資産合計	259,656,338	223,015,176
負債純資産合計	261,359,653	227,878,600

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 特定期間 (自 2019年1月26日 至 2019年7月25日)	第10期 特定期間 (自 2019年7月26日 至 2020年1月27日)
営業収益		
受取配当金	10,112,599	6,570,819
有価証券売買等損益	6,635,373	2,628,720
営業収益合計	3,477,226	3,942,099
営業費用		
支払利息	3,052	2,446
受託者報酬	43,624	42,418
委託者報酬	1,279,440	1,244,144
その他費用	20,373	19,769
営業費用合計	1,346,489	1,308,777
営業利益	2,130,737	2,633,322
経常利益	2,130,737	2,633,322
当期純利益	2,130,737	2,633,322
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	327,955	21,766
期首剰余金又は期首欠損金()	2,901,802,244	2,714,062,778
剰余金増加額又は欠損金減少額	274,856,622	364,289,731
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠 損金減少額	274,856,622	364,289,731
剰余金減少額又は欠損金増加額	79,842,979	48,220,868
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠 損金増加額	79,842,979	48,220,868
分配金	9,076,959	8,494,650
期末剰余金又は期末欠損金()	2,714,062,778	2,403,877,009

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評 価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているも のについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で 計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、2019年7月26日から2020 年1月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 9 期 特定期間 (2019 年 7 月 25 日現在)	第 10 期 特定期間 (2020 年 1 月 27 日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数 2,973,719,116 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 2,626,892,185 口
2 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に 規定する額 元本の欠損 2,714,062,778 円	2 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に 規定する額 元本の欠損 2,403,877,009 円
3 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の 額 1 口当たり純資産額 0.0873 円 (1 万口当たり純資産額 873 円)	3 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の 額 1 口当たり純資産額 0.0849 円 (1 万口当たり純資産額 849 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	期 別 第 9 期 特定期間 (自 2019 年 1 月 26 日 至 2019 年 7 月 25 日)	第 10 期 特定期間 (自 2019 年 7 月 26 日 至 2020 年 1 月 27 日)
分配金の計算過程	<p>2019 年 1 月 26 日から 2019 年 2 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 283,354,802 円 (1 万口当たり 897 円) のうち、1,578,716 円 (1 万口当たり 5 円) を分配金額としております。</p> <p>2019 年 2 月 26 日から 2019 年 3 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 275,653,026 円 (1 万口当たり 898 円) のうち、1,534,432 円 (1 万口当たり 5 円) を分配金額としております。</p> <p>2019 年 3 月 26 日から 2019 年 4 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 268,195,062 円 (1 万口当たり 899 円) のうち、1,491,011 円 (1 万口当たり 5 円) を分配金額としております。</p> <p>2019 年 4 月 26 日から 2019 年 5 月 27 日までの計算期間末における分配対象金額 268,982,375 円 (1 万口当たり 899 円) のうち、1,494,391 円 (1 万口当たり 5 円) を分配金額としております。</p> <p>2019 年 5 月 28 日から 2019 年 6 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 268,104,190 円 (1 万口当たり 898 円) のうち、1,491,550 円 (1 万口当たり 5 円) を分配金額としております。</p> <p>2019 年 6 月 26 日から 2019 年 7 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 266,854,526 円 (1 万口当たり 897 円) のうち、1,486,859 円 (1 万口当たり 5 円) を分配金額としております。</p>	<p>2019 年 7 月 26 日から 2019 年 8 月 26 日までの計算期間末における分配対象金額 265,963,922 円 (1 万口当たり 895 円) のうち、1,485,123 円 (1 万口当たり 5 円) を分配金額としております。</p> <p>2019 年 8 月 27 日から 2019 年 9 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 261,324,670 円 (1 万口当たり 894 円) のうち、1,461,127 円 (1 万口当たり 5 円) を分配金額としております。</p> <p>2019 年 9 月 26 日から 2019 年 10 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 259,727,064 円 (1 万口当たり 892 円) のうち、1,455,252 円 (1 万口当たり 5 円) を分配金額としております。</p> <p>2019 年 10 月 26 日から 2019 年 11 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 253,805,207 円 (1 万口当たり 891 円) のうち、1,424,078 円 (1 万口当たり 5 円) を分配金額としております。</p> <p>2019 年 11 月 26 日から 2019 年 12 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 241,146,939 円 (1 万口当たり 889 円) のうち、1,355,624 円 (1 万口当たり 5 円) を分配金額としております。</p> <p>2019 年 12 月 26 日から 2020 年 1 月 27 日までの計算期間末における分配対象金額 233,134,713 円 (1 万口当たり 887 円) のうち、1,313,446 円 (1 万口当たり 5 円) を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)
金融商品の状況に関する事項

	第9期 特定期間 (自 2019年1月26日 至 2019年7月25日)	第10期 特定期間 (自 2019年7月26日 至 2020年1月27日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第9期 特定期間 (2019年7月25日現在)	第10期 特定期間 (2020年1月27日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 特定期間 (自2019年1月26日 至2019年7月25日)	第10期 特定期間 (自2019年7月26日 至2020年1月27日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期別	第9期 特定期間 (自2019年1月26日 至2019年7月25日)	第10期 特定期間 (自2019年7月26日 至2020年1月27日)
期首元本額	3,188,241,057 円	2,973,719,116 円
期中追加設定元本額	87,653,119 円	52,906,400 円
期中一部解約元本額	302,175,060 円	399,733,331 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第9期 特定期間(自2019年1月26日 至 2019年7月25日)

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,195,122 円
親投資信託受益証券	88 円
合計	3,195,034 円

第10期 特定期間(自2019年7月26日 至 2020年1月27日)

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	9,791,657 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	9,791,657 円

3 デリバティブ取引関係

第9期 特定期間（自 2019年1月26日 至 2019年7月25日）

該当事項はありません。

第10期 特定期間（自 2019年7月26日 至 2020年1月27日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（2020年1月27日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	資源ツインアルファ トル コリラファンド	330,911	216,101,428	
合計		330,911	216,101,428	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2020年1月27日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & D マネープールマザ ーファンド	883,826	897,702	
合計		883,826	897,702	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月25日


T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

羽柴 則夫 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 雅人 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている資源ツインαファンド（通貨選択型）米ドルコースの2019年7月26日から2020年1月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、資源ツインαファンド（通貨選択型）米ドルコースの2020年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【資源ツイン ファンド（通貨選択型）米ドルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 特定期間 (2019年7月25日現在)	第10期 特定期間 (2020年1月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,917,783	33,208,554
投資信託受益証券	878,058,711	666,749,249
親投資信託受益証券	6,485,319	6,483,404
流動資産合計	921,461,813	706,441,207
資産合計	921,461,813	706,441,207
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,539,819	8,690,743
未払解約金	5,478,093	7,407,307
未払受託者報酬	24,997	22,361
未払委託者報酬	733,277	655,976
未払利息	77	61
その他未払費用	11,655	10,428
流動負債合計	16,787,918	16,786,876
負債合計	16,787,918	16,786,876
純資産の部		
元本等		
元本	7,026,546,625	5,793,828,848
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,121,872,730	5,104,174,517
（分配準備積立金）	4,728,007	663,199
元本等合計	904,673,895	689,654,331
純資産合計	904,673,895	689,654,331
負債純資産合計	921,461,813	706,441,207

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 特定期間 (自 2019年1月26日 至 2019年7月25日)	第10期 特定期間 (自 2019年7月26日 至 2020年1月27日)
営業収益		
受取配当金	55,749,380	57,451,466
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	56,655,542	55,566,402
営業収益合計	906,162	1,885,065
営業費用		
支払利息	10,633	7,369
受託者報酬	172,985	135,955
委託者報酬	5,074,060	3,987,781
その他費用	81,056	63,506
営業費用合計	5,338,734	4,194,611
営業利益	6,244,896	2,309,546
経常利益	6,244,896	2,309,546
当期純利益	6,244,896	2,309,546
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,218,661	92,330
期首剰余金又は期首欠損金()	7,271,655,900	6,121,872,730
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,329,578,642	1,205,325,119
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,329,578,642	1,205,325,119
剰余金減少額又は欠損金増加額	107,573,632	128,066,239
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	107,573,632	128,066,239
分配金	68,195,605	57,158,791
期末剰余金又は期末欠損金()	6,121,872,730	5,104,174,517

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、2019年7月26日から2020年1月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 特定期間 (2019年7月25日現在)	第10期 特定期間 (2020年1月27日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数 7,026,546,625 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 5,793,828,848 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,121,872,730 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 5,104,174,517 円
3 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.1288 円 (1 万口当たり純資産額 1,288 円)	3 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.1190 円 (1 万口当たり純資産額 1,190 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	期 別 第 9 期 特定期間 (自 2019 年 1 月 26 日 至 2019 年 7 月 25 日)	第 10 期 特定期間 (自 2019 年 7 月 26 日 至 2020 年 1 月 27 日)
分配金の計算過程	<p>2019 年 1 月 26 日から 2019 年 2 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 873,219,782 円(1 万口当たり 1,062 円)のうち、12,326,231 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 2 月 26 日から 2019 年 3 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 836,118,773 円(1 万口当たり 1,058 円)のうち、11,843,125 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 3 月 26 日から 2019 年 4 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 807,942,395 円(1 万口当たり 1,056 円)のうち、11,474,995 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 4 月 26 日から 2019 年 5 月 27 日までの計算期間末における分配対象金額 784,838,298 円(1 万口当たり 1,052 円)のうち、11,190,331 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 5 月 28 日から 2019 年 6 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 756,229,909 円(1 万口当たり 1,048 円)のうち、10,821,104 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 6 月 26 日から 2019 年 7 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 733,807,196 円(1 万口当たり 1,044 円)のうち、10,539,819 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。</p>	<p>2019 年 7 月 26 日から 2019 年 8 月 26 日までの計算期間末における分配対象金額 709,232,379 円(1 万口当たり 1,044 円)のうち、10,189,762 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 8 月 27 日から 2019 年 9 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 693,903,797 円(1 万口当たり 1,043 円)のうち、9,978,461 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 9 月 26 日から 2019 年 10 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 675,252,390 円(1 万口当たり 1,041 円)のうち、9,723,027 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 10 月 26 日から 2019 年 11 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 656,730,882 円(1 万口当たり 1,040 円)のうち、9,470,777 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 11 月 26 日から 2019 年 12 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 630,853,905 円(1 万口当たり 1,039 円)のうち、9,106,021 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。</p> <p>2019 年 12 月 26 日から 2020 年 1 月 27 日までの計算期間末における分配対象金額 601,950,666 円(1 万口当たり 1,038 円)のうち、8,690,743 円(1 万口当たり 15 円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)
 金融商品の状況に関する事項

	第9期 特定期間 (自 2019年1月26日 至 2019年7月25日)	第10期 特定期間 (自 2019年7月26日 至 2020年1月27日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第9期 特定期間 (2019年7月25日現在)	第10期 特定期間 (2020年1月27日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 特定期間 (自2019年1月26日 至2019年7月25日)	第10期 特定期間 (自2019年7月26日 至2020年1月27日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第9期 特定期間 (自2019年1月26日 至2019年7月25日)	第10期 特定期間 (自2019年7月26日 至2020年1月27日)
期首元本額		8,447,298,537 円	7,026,546,625 円
期中追加設定元本額		124,853,555 円	146,327,663 円
期中一部解約元本額		1,545,605,467 円	1,379,045,440 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第9期 特定期間（自 2019年1月26日 至 2019年7月25日）

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	11,736,094 円
親投資信託受益証券	638 円
合計	11,736,732 円

第10期 特定期間（自 2019年7月26日 至 2020年1月27日）

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	42,005,272 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	42,005,272 円

3 デリバティブ取引関係

第9期 特定期間（自 2019年1月26日 至 2019年7月25日）

該当事項はありません。

第10期 特定期間（自 2019年7月26日 至 2020年1月27日）

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(2020年1月27日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	資源ツインアルファ 米 ドルファンド	689,289	666,749,249	
合計		689,289	666,749,249	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2020年1月27日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	T & Dマネープールマザ ーファンド	6,383,188	6,483,404	
合計		6,383,188	6,483,404	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【資源ツイン ファンド(通貨選択型)マネープールコース】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第10期計算期間(2019年7月26日から2020年1月27日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年3月25日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

羽柴則央 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤雅人 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている資源ツインαファンド（通貨選択型）マネープールコースの2019年7月26日から2020年1月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、資源ツインαファンド（通貨選択型）マネープールコースの2020年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【資源ツイン ファンド（通貨選択型）マネープールコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2019年7月25日現在)	第10期 (2020年1月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,561	10,561
親投資信託受益証券	88,666	88,640
流動資産合計	99,227	99,201
資産合計	99,227	99,201
負債の部		
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	100,000	100,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	773	799
元本等合計	99,227	99,201
純資産合計	99,227	99,201
負債純資産合計	99,227	99,201

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 (自 2019年1月26日 至 2019年7月25日)	第10期 (自 2019年7月26日 至 2020年1月27日)
営業収益		
有価証券売買等損益	56	26
営業収益合計	56	26
営業費用		
営業費用合計	-	-
営業利益	56	26
経常利益	56	26
当期純利益	56	26
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	18	-
期首剰余金又は期首欠損金 ()	1,228	773
剰余金増加額又は欠損金減少額	493	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠 損金減少額	493	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	773	799

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、2019年7月26日から2020年1月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 (2019年7月25日現在)	第10期 (2020年1月27日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 100,000口	1 計算期間の末日における受益権の総数 100,000口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 773円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 799円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9923円 (1万口当たり純資産額 9,923円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9920円 (1万口当たり純資産額 9,920円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期別	第9期 (自2019年1月26日 至2019年7月25日)	第10期 (自2019年7月26日 至2020年1月27日)
項目		
分配金の計算過程	計算期間末における分配対象収益は0円(1万口当たり0円)であるため、当期の分配は見送りとさせていただきます。	同左

(金融商品に関する注記)
金融商品の状況に関する事項

	第9期 (自2019年1月26日 至2019年7月25日)	第10期 (自2019年7月26日 至2020年1月27日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第9期 (2019年7月25日現在)	第10期 (2020年1月27日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 (自2019年1月26日 至2019年7月25日)	第10期 (自2019年7月26日 至2020年1月27日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期別	第9期 (自2019年1月26日 至2019年7月25日)	第10期 (自2019年7月26日 至2020年1月27日)
期首元本額	167,128 円	100,000 円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	67,128 円	- 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第9期(自2019年1月26日 至2019年7月25日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	36 円
合計	36 円

第10期(自2019年7月26日 至2020年1月27日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	26 円
合計	26 円

3 デリバティブ取引関係

第9期（自 2019年1月26日 至 2019年7月25日）

該当事項はありません。

第10期（自 2019年7月26日 至 2020年1月27日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

（2020年1月27日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & D マネープールマザーファンド	87,270	88,640	
合計		87,270	88,640	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考) T & D マネープールマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「T & D マネープールマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(2019年7月25日現在)	(2020年1月27日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		653,007,997	765,294,886
流動資産合計		653,007,997	765,294,886
資産合計		653,007,997	765,294,886
負債の部			
流動負債			
未払利息		1,362	1,411
流動負債合計		1,362	1,411
負債合計		1,362	1,411
純資産の部			
元本等			
元本		642,703,351	753,481,674
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		10,303,284	11,811,801
元本等合計		653,006,635	765,293,475
純資産合計		653,006,635	765,293,475
負債純資産合計		653,007,997	765,294,886

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(2019年7月25日現在)		(2020年1月27日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	642,703,351 口	1 計算期間の末日における受益権の総数	753,481,674 口
2 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0160 円 (1 万口当たり純資産額 10,160 円)	2 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0157 円 (1 万口当たり純資産額 10,157 円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	対象年月日	(2019年7月25日現在)	(2020年1月27日現在)
期首元本額		648,704,152 円	642,703,351 円
期中追加設定元本額		484,151 円	123,311,939 円
期中一部解約元本額		6,484,952 円	12,533,616 円
期末元本額		642,703,351 円	753,481,674 円
元本の内訳*			
野村エマージング債券投信 (円コース)毎月分配型		22,097,965 円	22,097,965 円
野村エマージング債券投信 (円コース)年2回決算型		5,675,163 円	5,675,163 円
野村エマージング債券投信 (豪ドルコース)毎月分配型		31,119,437 円	31,119,437 円
野村エマージング債券投信 (豪ドルコース)年2回決算型		2,636,170 円	2,636,170 円
野村エマージング債券投信 (ブラジルリアルコース) 毎月分配型		311,359,888 円	311,359,888 円
野村エマージング債券投信 (ブラジルリアルコース) 年2回決算型		9,735,828 円	9,735,828 円
野村エマージング債券投信 (南アフリカランドコース) 毎月分配型		1,413,489 円	1,413,489 円
野村エマージング債券投信 (南アフリカランドコース) 年2回決算型		131,726 円	131,726 円
野村エマージング債券投信 (マネープールファンド) 年2回決算型		1,751,465 円	80,438,230 円
T&Dインド中小型株ファンド		69,040,591 円	69,040,591 円
野村エマージング債券投信 (カナダドルコース)毎月分配型		1,038,862 円	1,038,862 円
野村エマージング債券投信 (カナダドルコース)年2回決算型		308,202 円	308,202 円

野村エマージング債券投信 (メキシコペソコース)毎月分配型	43,012,339 円	43,012,339 円
野村エマージング債券投信 (メキシコペソコース)年 2 回決算型	11,872,046 円	11,872,046 円
野村エマージング債券投信 (トルコリラコース)毎月 分配型	33,235,413 円	33,235,413 円
野村エマージング債券投信 (トルコリラコース)年 2 回決算型	4,042,047 円	4,042,047 円
野村エマージング債券投信 (金コース)毎月分配型	13,535,750 円	13,535,750 円
野村エマージング債券投信 (金コース)年 2 回決算型	8,783,712 円	8,783,712 円
米国リート・プレミアムフ ァンド(毎月分配型)円ヘ ッジ・コース	1,653,709 円	1,653,709 円
米国リート・プレミアムフ ァンド(毎月分配型)通貨 プレミアム・コース	20,016,360 円	57,394,392 円
豪州高配当株ツイン ファ ンド(毎月分配型)	29,581,422 円	24,294,948 円
米国リート・プレミアムフ ァンド(年 2 回決算型)マ ネープール・コース	88,475 円	88,475 円
野村エマージング債券投信 (米ドルコース)毎月分配 型	6,884,550 円	6,884,550 円
野村エマージング債券投信 (米ドルコース)年 2 回決 算型	1,424,313 円	1,424,313 円
資源ツイン ファンド(通 貨選択型)ブラジルリアル コース	4,910,145 円	4,910,145 円
資源ツイン ファンド(通 貨選択型)トルコリラコ ース	883,826 円	883,826 円
資源ツイン ファンド(通 貨選択型)米ドルコース	6,383,188 円	6,383,188 円
資源ツイン ファンド(通 貨選択型)マネープールコ ース	87,270 円	87,270 円
合計	642,703,351 円	753,481,674 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等
(自 2019 年 1 月 26 日 至 2019 年 7 月 25 日)
該当事項はありません。

(自 2019 年 7 月 26 日 至 2020 年 1 月 27 日)
該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係
(自 2019年1月26日 至 2019年7月25日)
該当事項はありません。

(自 2019年7月26日 至 2020年1月27日)
該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考) 外国投資信託の組入状況

2020年2月28日現在

担保付スワップ契約は投資元本を必要としない仕組みのため、主として米国国債を組入れています。

資源ツインアルファ ブラジルリアルファンド

組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 2)	年利率	償還年月日	比率*
US TREASURY BILL	-	2020/5/28	57.4%
US TREASURY BILL	-	2020/4/23	52.6%

資源ツインアルファ トルコリラファンド

組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 2)	年利率	償還年月日	比率*
US TREASURY BILL	-	2020/5/28	62.6%
US TREASURY BILL	-	2020/4/23	46.4%

資源ツインアルファ 米ドルファンド

組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 2)	年利率	償還年月日	比率*
US TREASURY BILL	-	2020/5/28	58.3%
US TREASURY BILL	-	2020/4/23	46.7%

* 比率は、投資対象外国投資信託の純資産総額に対する評価額の割合です。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年2月28日現在)

資源ツイン ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース

資産総額	500,529,379 円
負債総額	1,637,049 円
純資産総額(-)	498,892,330 円
発行済数量	7,179,525,286 口
1単位当たり純資産額(/)	0.0695 円

資源ツイン ファンド(通貨選択型)トルコリラコース

資産総額	192,910,700 円
負債総額	231,599 円
純資産総額(-)	192,679,101 円
発行済数量	2,626,828,568 口
1単位当たり純資産額(/)	0.0734 円

資源ツイン ファンド(通貨選択型)米ドルコース

資産総額	607,365,695 円
負債総額	654,589 円
純資産総額(-)	606,711,106 円
発行済数量	5,715,925,735 口
1単位当たり純資産額(/)	0.1061 円

資源ツイン ファンド(通貨選択型)マネープールコース

資産総額	99,192 円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	99,192 円
発行済数量	100,000 口
1単位当たり純資産額(/)	0.9919 円

(参考) T&Dマネープールマザーファンド

資産総額	763,780,619 円
負債総額	1,500 円
純資産総額(-)	763,779,119 円
発行済数量	752,037,349 口
1単位当たり純資産額(/)	1.0156 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

2．受益者に対する特典

ありません。

3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2020年2月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間に於ける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2020年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は 2020 年 2 月末日現在、268 本であり、その純資産総額の合計は 1,246,584 百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	139 本	579,494 百万円
単位型株式投資信託	58 本	178,926 百万円
単位型公社債投資信託	71 本	488,164 百万円
合計	268 本	1,246,584 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年6月3日


T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

羽柴 則夫 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 雅人 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第38期 (2018年3月31日現在)		第39期 (2019年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 預金			7,254,267		7,348,860
2. 前払費用			46,019		53,985
3. 未収委託者報酬			1,054,036		1,009,736
4. 未収運用受託報酬			450,583		365,214
5. その他			-		1,920
流動資産計			8,804,906		8,779,717
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物	1	101,837		90,958	
(2) 器具備品	1	39,714		41,793	
(3) その他	1	378		283	
2. 無形固定資産					
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		36,077		30,413	
(3) ソフトウェア仮勘定		5,477		3,725	
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		37,527		38,850	
(2) 関係会社株式		5,386		5,386	
(3) 長期差入保証金		117,140		111,847	
(4) 繰延税金資産		220,283		193,055	
(5) 長期前払費用		19,491		15,929	
固定資産計			586,176		535,107
資産合計			9,391,083		9,314,824

区分	注記 番号	第38期 (2018年3月31日現在)		第39期 (2019年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			10,633		7,592
2. 未払金			608,077		464,149
(1) 未払収益分配金		1,330		1,579	
(2) 未払償還金		5,660		2	
(3) 未払手数料		408,586		378,125	
(4) その他未払金		192,500		84,441	
3. 未払費用			752,818		694,884
4. 未払法人税等			31,501		21,908
5. 未払消費税等			42,128		20,619
6. 前受収益			54		-
7. 賞与引当金			241,535		185,671
8. 役員賞与引当金			22,308		16,000
流動負債計			1,709,058		1,410,826
固定負債					
1. 退職給付引当金			437,211		422,821
2. 役員退職慰労引当金			23,890		29,549
固定負債計			461,101		452,370
負債合計			2,170,159		1,863,196
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			5,843,079		6,074,187
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,530,288		2,761,396	
株主資本計			7,220,746		7,451,855
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			176		226
評価・換算差額等計			176		226
純資産合計			7,220,923		7,451,628
負債・純資産合計			9,391,083		9,314,824

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			5,898,485		5,895,209
2. 運用受託報酬			1,846,568		1,467,320
営業収益計			7,745,053		7,362,530
営業費用					
1. 支払手数料			2,510,004		2,382,490
2. 広告宣伝費			1,235		1,635
3. 調査費			2,396,244		2,216,821
(1) 調査費		185,225		200,472	
(2) 委託調査費		1,851,949		1,653,354	
(3) 情報機器関連費		358,074		362,017	
(4) 図書費		995		977	
4. 委託計算費			207,692		215,420
5. 営業雑経費			102,102		97,255
(1) 通信費		6,944		6,885	
(2) 印刷費		86,366		79,705	
(3) 協会費		5,655		7,140	
(4) 諸会費		3,135		3,523	
営業費用計			5,217,280		4,913,623
一般管理費					
1. 給料			1,183,052		1,160,714
(1) 役員報酬		70,882		76,554	
(2) 給料・手当		1,004,735		1,023,188	
(3) 賞与		107,434		60,972	
2. 法定福利費			202,059		178,435
3. 退職金			3,276		2,791
4. 福利厚生費			3,869		3,434
5. 交際費			3,108		2,118
6. 旅費交通費			14,213		13,132
7. 事務委託費			104,724		100,555
8. 租税公課			124,851		134,442
9. 不動産賃借料			125,103		142,217
10. 退職給付費用			50,494		51,166
11. 役員退職慰労引当金繰入			4,534		5,659
12. 賞与引当金繰入			241,535		185,671
13. 役員賞与引当金繰入			22,308		16,000
14. 固定資産減価償却費			50,503		47,852
15. 諸経費			54,047		71,508
一般管理費計			2,187,683		2,115,699
営業利益			340,089		333,207

区分	注記 番号	第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			1,073		967
2. 受取利息			68		72
3. 時効成立分配金・償還金			374		6,074
4. 助成金収入			-		3,167
5. 雑収入			676		62
営業外収益計			2,193		10,344
営業外費用					
1. 為替差損			641		1,504
2. 雑損失			630		70
営業外費用計			1,272		1,575
經常利益			341,010		341,976
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			213		397
特別利益計			213		397
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		21		1,196
2. 投資有価証券売却損			1		508
特別損失計			22		1,704
税引前当期純利益			341,201		340,668
法人税、住民税及び事業税			156,577		82,154
法人税等調整額			63,527		27,405
当期純利益			248,151		231,108

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		利益 準備金	その他利益剰余金		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,282,136	5,594,927	6,972,595
当期変動額								
当期純利益						248,151	248,151	248,151
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	248,151	248,151	248,151
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	108	108	6,972,703
当期変動額			
当期純利益			248,151
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	68	68	68
当期変動額合計	68	68	248,220
当期末残高	176	176	7,220,923

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		利益 準備金	その他利益剰余金		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746
当期変動額								
当期純利益						231,108	231,108	231,108
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	231,108	231,108	231,108
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	176	176	7,220,923
当期変動額			
当期純利益			231,108
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	403	403	403
当期変動額合計	403	403	230,704
当期末残高	226	226	7,451,628

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」104,232千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」220,283千円に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第38期 (2018年3月31日現在)	第39期 (2019年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 34,366千円 器具備品 115,139千円 その他 518千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 45,245千円 器具備品 135,855千円 その他 613千円

(損益計算書関係)

第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア 21千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア 16千円 ソフトウェア仮勘定 1,179千円

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク(資金繰りリスク、信用リスク)の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照のこと。）。

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,254,267	7,254,267	-
(2) 未収委託者報酬	1,054,036	1,054,036	-
(3) 未収運用受託報酬	450,583	450,583	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	7,327	7,327	-
資産計	8,766,214	8,766,214	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(1,330)	(1,330)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(408,586)	(408,586)	-
その他未払金	(192,500)	(192,500)	-
(2) 未払費用	(752,818)	(752,818)	-
負債計	(1,360,896)	(1,360,896)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,254,267	-	-
未収委託者報酬	1,054,036	-	-
未収運用受託報酬	450,583	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,011	3,941	1,374
合計	8,760,898	3,941	1,374

第39期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,348,860	7,348,860	-
(2) 未収委託者報酬	1,009,736	1,009,736	-
(3) 未収運用受託報酬	365,214	365,214	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	8,650	8,650	-
資産計	8,732,461	8,732,461	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,579)	(1,579)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(378,125)	(378,125)	-
その他未払金	(84,441)	(84,441)	-
(2) 未払費用	(694,884)	(694,884)	-
負債計	(1,159,033)	(1,159,033)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,348,860	-	-
未収委託者報酬	1,009,736	-	-
未収運用受託報酬	365,214	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	7,421	1,229
合計	8,723,811	7,421	1,229

(有価証券関係)

第38期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

その他有価証券の当事業年度中の売却額は2,212千円であり、売却益の合計額は213千円、売却損の合計額は1千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	4,233	3,924	309
	小計	4,233	3,924	309
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	3,093	3,147	54
	小計	3,093	3,147	54
合計		7,327	7,072	254

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は13,584千円であり、売却益の合計額は397千円、売却損の合計額は508千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	3,124	2,908	215
	小計	3,124	2,908	215
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	5,526	6,068	542
	小計	5,526	6,068	542
合計		8,650	8,976	326

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	408,206千円
退職給付費用	44,140千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>15,136千円</u>
退職給付引当金の期末残高	437,211千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>437,211千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>437,211千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>437,211千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>437,211千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	44,140千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	6,353千円
--------------	---------

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	437,211千円
退職給付費用	39,558千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>53,948千円</u>
退職給付引当金の期末残高	422,821千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>422,821千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>422,821千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>422,821千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>422,821千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	39,558千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,608千円
--------------	----------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2018年 3月31日現在)	第39期 (2019年 3月31日現在)
	(単位 : 千円)	(単位 : 千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	73,958	56,852
未払事業税	8,944	3,540
未払社会保険料	12,118	9,421
退職給付引当金	141,151	138,515
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,056	15,061
繰越欠損金	11,374	5,430
その他有価証券評価差額金	-	99
その他	10,270	12,923
小計	272,873	241,845
評価性引当額	52,512	48,790
繰延税金資産計	220,361	193,055
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	77	-
繰延税金負債計	77	-
繰延税金資産の純額	220,283	193,055

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2018年 3月31日現在)		第39期 (2019年 3月31日現在)
法定実効税率	30.9%	法定実効税率	30.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6
住民税均等割	0.7	住民税均等割	0.7
評価性引当額	6.1	評価性引当額	1.1
その他	0.6	その他	0.3
税効果会計適用後の法人税率の負担率	27.3	税効果会計適用後の法人税率の負担率	32.1

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第39期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1 . 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 (会社等の場合に限る。) 等

第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	連結納税 に伴う支払 予定額 (*1)	144,109	未払金	144,109

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	連結納税 に伴う支払 額及び 支払予定 額(*1)	65,399	未払金	24,677

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第38期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*1)	321,424	未収運用受託報酬	83,978

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第39期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*1)	312,760	未収運用受託報酬	83,648

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,670.59円	1株当たり純資産額	6,883.72円
1株当たり当期純利益	229.23円	1株当たり当期純利益	213.49円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益(千円)	248,151	当期純利益(千円)	231,108
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	248,151	普通株式に係る当期純利益(千円)	231,108
期中平均株式数(千株)	1,082	期中平均株式数(千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月2日

T&Dアセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

羽柴 則央 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 雅人 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表
 (1) 中間貸借対照表

		第40期中間会計期間末 (2019年 9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1 . 預金			7,304,533
2 . 前払費用			82,335
3 . 未収委託者報酬			1,005,198
4 . 未収運用受託報酬			404,252
5 . その他			13,093
流動資産計			8,809,413
固定資産			
1 . 有形固定資産			
(1) 建物	1	86,380	
(2) 器具備品	1	36,475	
(3) その他	1	248	
2 . 無形固定資産			
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		26,410	
(3) ソフトウェア仮勘定		6,783	
3 . 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		39,709	
(2) 関係会社株式		5,386	
(3) 長期差入保証金		109,201	
(4) 繰延税金資産		163,461	
(5) その他		11,808	
固定資産計			488,726
資産合計			9,298,140

		第40期中間会計期間末 (2019年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			533
2. 未払金			440,391
(1) 未払収益分配金		1,579	
(2) 未払償還金		2	
(3) 未払手数料		374,405	
(4) その他未払金		64,403	
3. 未払費用			683,928
4. 未払法人税等			19,015
5. 未払消費税等	2		25,973
6. 賞与引当金			113,642
7. 役員賞与引当金			8,875
流動負債計			1,292,358
固定負債			
1. 退職給付引当金			403,970
2. 役員退職慰労引当金			27,724
固定負債計			431,694
負債合計			1,724,053
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			6,196,672
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,883,881	
株主資本計			7,574,339
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			253
評価・換算差額等計			253
純資産合計			7,574,086
負債・純資産合計			9,298,140

(2) 中間損益計算書

		第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			2,887,521
2. 運用受託報酬			744,499
営業収益計			3,632,020
営業費用			
1. 支払手数料			1,166,446
2. 広告宣伝費			510
3. 調査費			1,066,834
(1) 調査費		80,970	
(2) 委託調査費		802,592	
(3) 情報機器関連費		182,786	
(4) 図書費		485	
4. 委託計算費			108,457
5. 営業雑経費			53,730
(1) 通信費		3,395	
(2) 印刷費		44,992	
(3) 協会費		3,304	
(4) 諸会費		2,037	
営業費用計			2,395,978
一般管理費			
1. 給料			559,803
(1) 役員報酬		38,711	
(2) 給料・手当		510,780	
(3) 賞与		10,311	
2. 法定福利費			89,526
3. 退職金			1,086
4. 福利厚生費			2,346
5. 交際費			663
6. 旅費交通費			5,440
7. 事務委託費			50,906
8. 租税公課			64,416
9. 不動産賃借料			75,387
10. 退職給付費用			25,791
11. 役員退職慰労金			300
12. 役員退職慰労引当金繰入			2,775
13. 賞与引当金繰入			114,142
14. 役員賞与引当金繰入			8,875
15. 固定資産減価償却費	1		20,223
16. 諸経費			36,866
一般管理費計			1,058,551
営業利益			177,490

		第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			971
2. 受取利息			39
3. 助成金収入			400
4. 雑収入			60
営業外収益計			1,471
営業外費用			
1. 為替差損			637
2. 雑損失			109
営業外費用計			747
経常利益			178,214
特別損失			
1. 固定資産除却損			4
2. 投資有価証券売却損			227
特別損失計			231
税引前中間純利益			177,982
法人税、住民税及び事業税			25,892
法人税等調整額			29,605
中間純利益			122,484

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		利益 準備金	その他利益剰余金		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855
当中間会計期間 変動額								
中間純利益						122,484	122,484	122,484
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額(純額)								
当中間会計期間 変動額合計	-	-	-	-	-	122,484	122,484	122,484
当中間会計期間末 残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,883,881	6,196,672	7,574,339

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	226	226	7,451,628
当中間会計期間 変動額			
中間純利益			122,484
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額(純額)	26	26	26
当中間会計期間 変動額合計	26	26	122,458
当中間会計期間末 残高	253	253	7,574,086

重要な会計方針

	第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)						
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>						
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2～15年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	3～50年	器具備品	2～15年	その他	8年
建物	3～50年						
器具備品	2～15年						
その他	8年						
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>						
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>						

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間末 (2019年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
	建物 49,991千円
	器具備品 144,021千円
	その他 648千円
2	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。
	有形固定資産 13,111千円
	無形固定資産 7,112千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと。)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,304,533	7,304,533	-
(2) 未収委託者報酬	1,005,198	1,005,198	-
(3) 未収運用受託報酬	404,252	404,252	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	9,509	9,509	-
資産計	8,723,494	8,723,494	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,579)	(1,579)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(374,405)	(374,405)	-
その他未払金	(64,403)	(64,403)	-
(2) 未払費用	(683,928)	(683,928)	-
負債計	(1,124,319)	(1,124,319)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

その他有価証券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	3,180	2,904	275
	小計	3,180	2,904	275
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	6,329	6,969	640
	小計	6,329	6,969	640
合計		9,509	9,874	364

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1株当たり純資産額	6,996円84銭
1株当たり中間純利益	113円14銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	122,484
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	122,484
期中平均株式数(千株)	1,082

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- 1．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 2．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 3．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 4．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5．上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

資源ツイン α ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した配当収入の確保と値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託証券である資源ツインアルファ ブラジルリアルファンドおよび国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 外国投資信託証券を通じて、実質的に下記の各戦略を組み合わせた投資効果を楽しみます。
 - ・米ドル建ての原油先物取引への投資と原油オプション取引を組み合わせた戦略（以下「原油カバードコール戦略」といいます。）と米ドル建ての金先物への投資と金オプション取引を組み合わせた戦略（以下「金カバードコール戦略」といい、原油カバードコール戦略と金カバードコール戦略を総称して「資源カバードコール戦略」といいます。）の投資効果を楽しみます。原油カバードコール戦略と金カバードコール戦略の取組比率は当初設定時 3 : 1 程度とし、ボラティリティ水準の変動等により取組比率の見直しを行う場合があります。資源カバードコール戦略におけるオプション取引のカバー率は 50%程度から 100%程度の範囲において月次で見直しを行い、オプションプレミアムとともに資産の値上がり益の獲得も同時に目指します。資源カバードコール戦略の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。
 - ・米ドル（対円レート）の為替変動とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略（以下「通貨カバードコール戦略」といいます。）の投資効果を楽しみます。通貨カバードコール戦略の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。
 - ・ブラジルリアル買い／米ドル売りの為替取引を行い、米ドルに対するブラジルリアル上昇の投資効果と為替取引によるプレミアムを楽しみます。為替取引の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。
- ② 外国投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。
- (3) 原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。ただし、基準価額水準等によっては売買益（評価益を含みます。）が中心となる場合があります。また、必ず分配を行うものではありません。
- (4) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託
資源ツインαファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 545,774,954 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 33 年 7 月 26 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 545,774,954 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに

応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項および前項の規定にかかわらず、別に定める日には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第3項の取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みま

す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託証券である資源ツインアルファ ブラジルリアルファンドおよびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたT&Dマネープールマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約およびマザーファンドの受益証券の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から平成27年6月25日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることは

できないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 91 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第 32 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしてします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしてします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金について第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第33条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託

者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が別に定める日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします。）に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなし

ます。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨

およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第43条 受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.tdasstet.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 27 年 5 月 8 日

委託者 東京都港区海岸一丁目 2 番 3 号
T & D アセットマネジメント株式会社
代表取締役 藤瀬 宏

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 若林 辰雄

付表

1. 約款第 13 条第 3 項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	資源ツインαファンド（通貨選択型）トルコリラコース
追加型証券投資信託	資源ツインαファンド（通貨選択型）米ドルコース
追加型証券投資信託	資源ツインαファンド（通貨選択型）マネープールコース

2. 約款第 13 条第 4 項、第 36 条第 1 項および第 6 項の「別に定める日」とは、次の日をいいます。
 - ・ ニューヨーク・マーカンタイル取引所の休業日
 - ・ ニューヨーク商品取引所の休業日
 - ・ ニューヨーク、ロンドン、サンパウロ、香港、シンガポールの各銀行の休業日
 - ・ 香港、シンガポールの各銀行の休業日の前営業日

追加型証券投資信託

資源ツイン α ファンド（通貨選択型）トルコリラコース

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した配当収入の確保と値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託証券である資源ツインアルファ トルコリラファンドおよび国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 外国投資信託証券を通じて、実質的に下記の各戦略を組み合わせた投資効果を楽しみます。
 - ・米ドル建ての原油先物取引への投資と原油オプション取引を組み合わせた戦略（以下「原油カバードコール戦略」といいます。）と米ドル建ての金先物への投資と金オプション取引を組み合わせた戦略（以下「金カバードコール戦略」といい、原油カバードコール戦略と金カバードコール戦略を総称して「資源カバードコール戦略」といいます。）の投資効果を楽しみます。原油カバードコール戦略と金カバードコール戦略の取組比率は当初設定時 3 : 1 程度とし、ボラティリティ水準の変動等により取組比率の見直しを行う場合があります。資源カバードコール戦略におけるオプション取引のカバー率は 50%程度から 100%程度の範囲において月次で見直しを行い、オプションプレミアムとともに資産の値上がり益の獲得も同時に目指します。資源カバードコール戦略の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。
 - ・米ドル（対円レート）の為替変動とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略（以下「通貨カバードコール戦略」といいます。）の投資効果を楽しみます。通貨カバードコール戦略の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。
 - ・トルコリラ買い／米ドル売りの為替取引を行い、米ドルに対するトルコリラ上昇の投資効果と為替取引によるプレミアムを楽しみます。為替取引の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。
- ② 外国投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。
- (3) 原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。ただし、基準価額水準等によっては売買益（評価益を含みます。）が中心となる場合があります。また、必ず分配を行うものではありません。
- (4) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託
資源ツインαファンド（通貨選択型）トルコリラコース
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 92,998,135 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 33 年 7 月 26 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 92,998,135 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに

応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項および前項の規定にかかわらず、別に定める日には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第3項の取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みま

す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託証券である資源ツインアルファ トルコリラファンドおよびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたT&Dマネープールマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約およびマザーファンドの受益証券の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から平成27年6月25日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることは

できないものとしします。

(信託事務の諸費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 91 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第 32 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしてします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしてします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第 36 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託

者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が別に定める日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします。）に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなし

ます。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨

およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第43条 受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.tdasstet.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 27 年 5 月 8 日

委託者 東京都港区海岸一丁目 2 番 3 号
T & D アセットマネジメント株式会社
代表取締役 藤 瀬 宏

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 若 林 辰 雄

付表

1. 約款第 13 条第 3 項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託 資源ツインαファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース

追加型証券投資信託 資源ツインαファンド（通貨選択型）米ドルコース

追加型証券投資信託 資源ツインαファンド（通貨選択型）マネープールコース

2. 約款第 13 条第 4 項、第 36 条第 1 項および第 6 項の「別に定める日」とは、次の日をいいます。

- ・ ニューヨーク・マーカンタイル取引所の休業日
- ・ ニューヨーク商品取引所の休業日
- ・ ニューヨーク、ロンドン、サンパウロ、香港、シンガポールの各銀行の休業日
- ・ 香港、シンガポールの各銀行の休業日の前営業日

追加型証券投資信託

資源ツイン α ファンド（通貨選択型）米ドルコース

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した配当収入の確保と値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託証券である資源ツインアルファ 米ドルファンドおよび国内の証券投資信託である T&D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 外国投資信託証券を通じて、実質的に下記の各戦略を組み合わせた投資効果を楽しみます。
 - ・米ドル建ての原油先物取引への投資と原油オプション取引を組み合わせた戦略（以下「原油カバードコール戦略」といいます。）と米ドル建ての金先物への投資と金オプション取引を組み合わせた戦略（以下「金カバードコール戦略」といい、原油カバードコール戦略と金カバードコール戦略を総称して「資源カバードコール戦略」といいます。）の投資効果を楽しみます。原油カバードコール戦略と金カバードコール戦略の取組比率は当初設定時 3：1 程度とし、ボラティリティ水準の変動等により取組比率の見直しを行う場合があります。資源カバードコール戦略におけるオプション取引のカバー率は 50%程度から 100%程度の範囲において月次で見直しを行い、オプションプレミアムとともに資産の値上がり益の獲得も同時に目指します。資源カバードコール戦略の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。
 - ・米ドル（対円レート）の為替変動とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略（以下「通貨カバードコール戦略」といいます。）の投資効果を楽しみます。通貨カバードコール戦略の取組額は外国投資信託証券の純資産総額程度とします。
- ② 外国投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。
- (3) 原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。ただし、基準価額水準等によっては売買益（評価益を含みます。）が中心となる場合があります。また、必ず分配を行うものではありません。
- (4) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託
資源ツインαファンド（通貨選択型）米ドルコース
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 665,440,420 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 33 年 7 月 26 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 665,440,420 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに

応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項および前項の規定にかかわらず、別に定める日には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第3項の取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みま

す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託証券である資源ツインアルファ 米ドルファンドおよびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたT&Dマネープールマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約およびマザーファンドの受益証券の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から平成27年6月25日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることは

できないものとしします。

(信託事務の諸費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 91 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第 32 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしてします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしてします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金について第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第33条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託

者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が別に定める日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします。）に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなし

ます。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨

およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第43条 受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.tdasstet.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 27 年 5 月 8 日

委託者 東京都港区海岸一丁目 2 番 3 号
T & D アセットマネジメント株式会社
代表取締役 藤 瀬 宏

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 若 林 辰 雄

付表

1. 約款第 13 条第 3 項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託 資源ツインαファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース

追加型証券投資信託 資源ツインαファンド（通貨選択型）トルコリラコース

追加型証券投資信託 資源ツインαファンド（通貨選択型）マネープールコース

2. 約款第 13 条第 4 項、第 36 条第 1 項および第 6 項の「別に定める日」とは、次の日をいいます。

- ・ ニューヨーク・マーカンタイル取引所の休業日
- ・ ニューヨーク商品取引所の休業日
- ・ ニューヨーク、ロンドン、サンパウロ、香港、シンガポールの各銀行の休業日
- ・ 香港、シンガポールの各銀行の休業日の前営業日

追加型証券投資信託

資源ツイン α ファンド（通貨選択型）マネープールコース

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

T&Dマネープールマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の短期公社債等に投資し、利息等収益の確保を目指します。
- ② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款の範囲内で行います。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託
資源ツインαファンド（通貨選択型）マネープールコース
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T & Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 22 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 10 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 33 年 7 月 26 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 10 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数にそれぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗

じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもって、この投資信託に係る受益権の取得の申込みをした当該申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める投資信託の受益者が当該

投資信託の一部解約金の手取金をもって、この投資信託に係る受益権の取得の申込みをした当該申込者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前2項に規定する別に定める投資信託の受益者が、当該投資信託の一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第35条第3項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第36条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停

止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 20 条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として T&D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された「T&D マネープールマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

2. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

3. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

4. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

5. コマーシャル・ペーパー

6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第4号の証券および第7号の証券または証書のうち第4号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第3号の証券ならびに第7号の証券または証書のうち第1号から第3号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑦ デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託者が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 21 条および第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 21 条および第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 20 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲で貸付けることの指図をすることができます。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第 22 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 23 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 25 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 26 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 29 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれ

を定めます。

(信託の計算期間)

第 30 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 26 日から 7 月 25 日まで、および 7 月 26 日から翌年 1 月 25 日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から平成 27 年 7 月 27 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 31 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 32 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 33 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結日から平成 27 年 5 月 29 日までの信託報酬率は年 10,000 分の 15 以内の率とします。
2. 平成 27 年 6 月 1 日以降の前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終 5 営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

コールレートが 0.65% 以上のとき 年 10,000 分の 55

コールレートが 0.4% 以上 0.65% 未満のとき 年 10,000 分の 30

コールレートが0.4%未満のとき

年10,000分の15以内

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第39条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ④ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第36条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金について第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第38条 受託者は、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第 39 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 別に定める投資信託がすべてその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除

き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 50 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 51 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 52 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 27 年 5 月 8 日

委託者 東京都港区海岸一丁目 2 番 3 号
T & D アセットマネジメント株式会社
代表取締役 藤 瀬 宏

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 若 林 辰 雄

付表

1. 約款第 13 条第 1 項から第 3 項および約款第 40 条第 2 項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	資源ツインαファンド（通貨選択型）	ブラジルリアルコース
追加型証券投資信託	資源ツインαファンド（通貨選択型）	トルコリラコース
追加型証券投資信託	資源ツインαファンド（通貨選択型）	米ドルコース